

火災予防条例で定める劇場等における
客席等の基準のあり方に係る検討
報 告 書

令和 6 年 3 月

東京消防庁

株式会社シアターワークショップ

目 次

1 検討体制

- (1) 検討委員名簿..... p4
- (2) 検討経過..... p5

2 背景・現行基準の課題等..... p6

3 実態調査

- (1) 劇場等の客席等に係る事故事例..... p11
- (2) 劇場等の客席等に係る法令等の基準..... p17
 - ア 先進的な基準を設けている海外の都市から計5都市の客席基準
 - イ 政令指定都市における火災予防条例の客席基準
- (3) 既存劇場等の客席等の実態..... p35
 - ア オールスタンディング形式の劇場等
 - イ オールスタンディング形式以外の劇場等

4 実験

- (1) 本実験..... p48
- (2) 予備実験..... p61

5 実験結果等を踏まえた検討内容..... p74

6 新基準【案】..... p78

7 今後の課題..... p85

8 資料編

- (1) 予備実験..... p92
- (2) 本実験..... p128
- (3) 基準の変遷..... p165

1. 検討体制

検討体制（検討委員名簿）

	氏名	所属等
委員長	佐野 友紀	早稲田大学人間科学学術院 教授
委員	水野 雅之	東京理科大学大学院創域理工学研究科国際火災科学専攻 准教授
	勝又 英明	東京都市大学 名誉教授
	八木 佐千子	公益社団法人 日本建築家協会
	野口 彰	東京都興行生活衛生同業組合 常務理事
	横山 和司	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 常務理事
	荒牧 真太郎	イベントスペース協会
	伊東 正示	公益社団法人劇場演出空間技術協会 会長
	高谷 博文	東京消防庁予防部予防課 参事兼予防課長
	山橋 大輔	東京消防庁予防部予防課 副参事
	上島 基英	東京消防庁予防部予防課 予防対策担当係長
	南野 秀司	東京消防庁予防部予防課 建築係長
オブザーバー	上原 伸一	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 建築企画課長
	泉 貴之	総務省消防庁予防課 予防係長
	円谷 信一	三菱重工業株式会社 主査技師
事務局	桧木 雄太	東京消防庁予防部予防課建築係 主任
	林 怜史	東京消防庁予防部予防課建築係 主任
	高木 翔	東京消防庁予防部予防課建築係 副主任
	今村 航大	東京消防庁予防部予防課建築係 副主任
	佐渡谷 雄介	東京消防庁予防部予防課建築係 副主任
	小林 徹也	株式会社シアターワークショップ
	稲村 悠	株式会社シアターワークショップ
	酒井 裕子	株式会社シアターワークショップ
	野倉 里紗	株式会社シアターワークショップ

月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
実施内容	第1回検討委員会	避難実験（予備実験）		第2回検討委員会	避難実験（本実験）	第3回検討委員会	第4回検討委員会
	27日	21日		11日	25日	9日	27日
主な議題	全体背景の説明 現行の立席基準 実態調査の結果 予備実験の計画			予備実験の結果 本実験の計画 固定客席の基準 課題の抽出		本実験の結果解析 新基準の方向性	新基準（案）決定 今後の検討課題

2. 背景・現行基準の課題等

検討の背景

時世の変化に伴い、様々な客席形態を有する大規模イベントなど、火災予防条例で定める劇場等の客席基準では対応できないケースが増加している。

例 1

全ての客席を立席とする、いわゆる「オールスタンディング形式」のもの

例 2

劇場等において基準席数を超えて横に
いす席を並べるもの

火災予防条例で規制なし
行政指導で対応

特例で対応

1

検討の目的

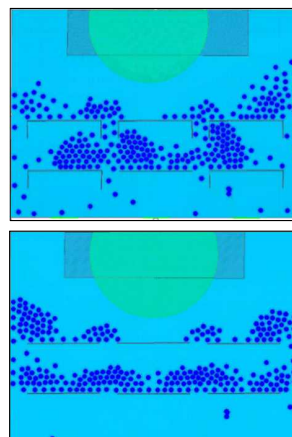
劇場等の実態を把握した上で、
火災時における避難行動等を検証し、
在館者の安全性確保を前提として
多様化する劇場等に対応できる基準を提言する。

方向性

仕様規定と性能規定の併設

合理的な基準の策定

火災避難シミュレーション等の
活用による設計自由度の向上



現行基準の確認（屋内の立席）

火災予防条例第48条第3号

条文

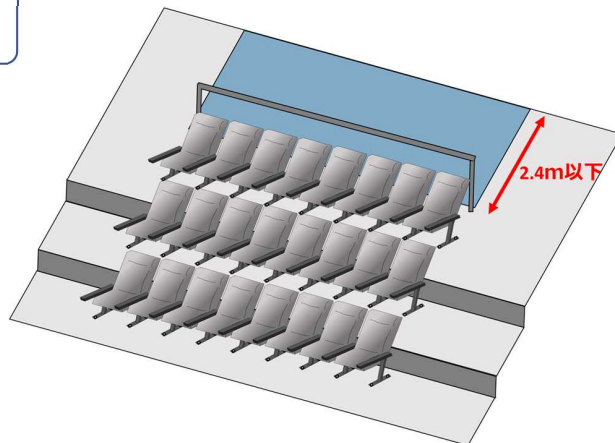
立席の位置は、客席の後方とし、その奥行きは、1.5 m（立見専用は2.4 m）以下とすること。

規制の目的

- 立見席は、入場者の密集度が最も高く、避難に支障をきたす恐れがあるため、最も避難が容易な客席の後方としている。

課題

- 立席の位置が後方に限定されている。
- 全席立席を想定された基準となっていない。



3

現行基準の確認（屋外の立席）

火災予防条例第49条第3号、第4号八

条文

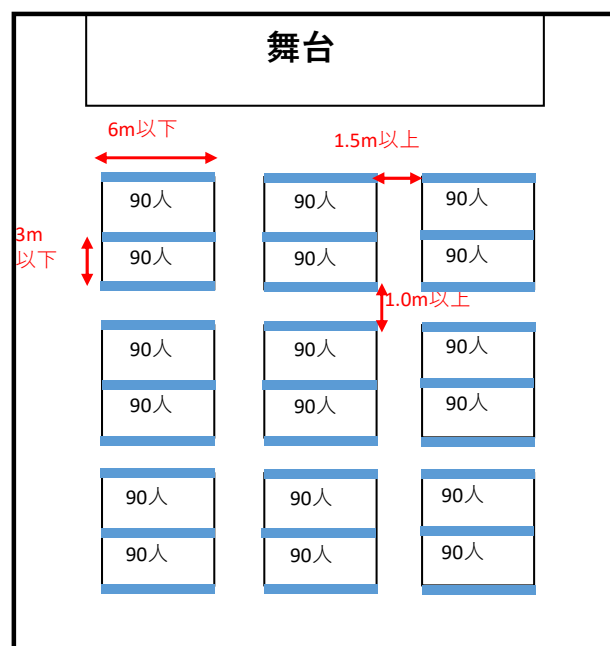
- 立席には、奥行き3 m以下ごとに、及び当該立席部と横通路の境界に、高さ1.1 m以上の手すりを設けること。
- 立席を設ける客席の部分には、当該客席の部分の幅6 m以下ごとに幅1.5 m以上の縦通路を、奥行き6 m以下ごとに幅1 m以上の横通路を保有すること。

規制の目的

- 一部分に過大な観客の密集を避けるため。

課題

- 奥行3 m以下ごとの手すりは現実に即していない。



4

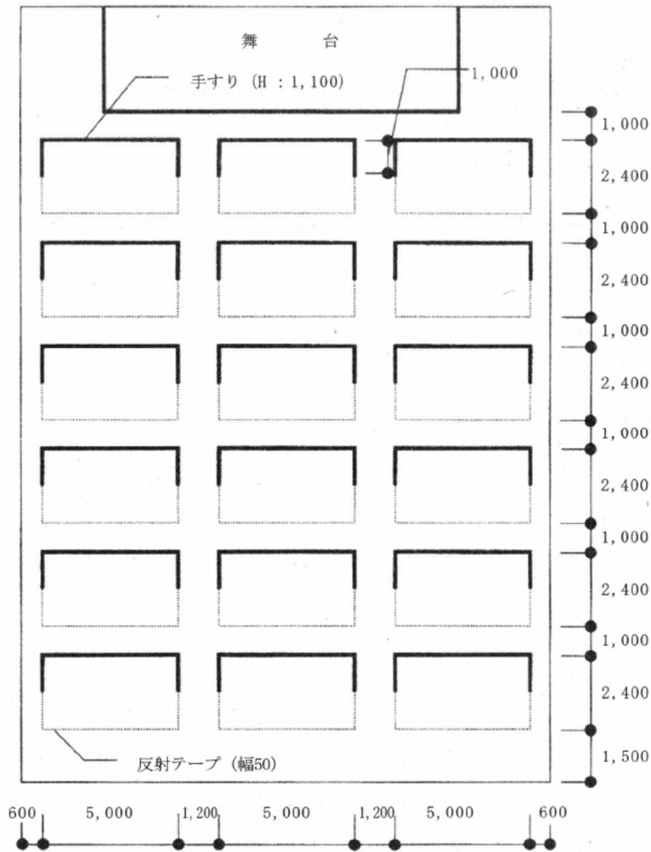
現行基準の確認（立席）

行政指導の基準

- ◆ 幅5m、奥行2.4mのブロック
- ◆ ブロックには 2 人/m²→**24人**ブロック

課題

- ◆ 屋内のオールスタンディングは、**火災予防条例で基準化されていない。**
(行政指導で対応している。)
 - ◆ **実態と乖離している**
ブロックの寸法が小さい、1 m²あたり 2 人までしか収容できない等
- ⇒**指導基準が厳しすぎるため守られていない**
⇒**各消防署により指導が異なる**
⇒**安全性を考慮した新しい基準が必要**



屋内の客席基準の課題等（火災予防条例第48条）

条文		課題	方向性
第1号	客席の固定	・ 床への固定方法が明確でない。 ・ 客席の規模にかかわらず一律に固定。	・ 審査基準への例示（固定方法） ・ 特例基準の策定（小規模、連結方法等）
第2号	いすの間隔	・ 避難安全検証で検証できない項目であるが、特例を適用している。	・ 特例基準の整理 （避難計算による特例不可とする）
第3号	後方の立席	・ 立席の位置が後方に限定。 ・ 全席立席を想定していない。	・ 新基準で対応 （オールスタンディング基準による）
第4号	手すりの設置	・ 立席の手すりの高さ 7 5 cm で良いか。	・ オールスタンディングの手すりの高さについては新基準で対応 ・ 安全条例との整合を図る（手すり高さ）
第5号イ	縦通路の配置	・ 上限が 2 0 席まで。	・ 特例基準の策定（席数の上限を緩和）
第5号ロ	縦通路の幅員	・ 安全条例（出入口幅員）との整合。 ※安全条例では避難安全検証で出入口幅員の規定を除外 ・ 片側通路 6 0 c m は狭すぎるか。	・ 縦通路の幅員と出入口の幅員との整合 （通路幅員が過大）場合分けが必要 ・ 片側通路の基準は指導基準とする方向
第5号ハ	横通路の配置・幅員	・ 上限が 2 0 列まで。 ・ 最下階の最前部にも必要。	・ 特例基準の策定（席数の上限を緩和） ・ 特例基準の整理（幅員は新シミュレーションで特例（オールスタンディング共通））
第5号ニ	ます席の避難通路	—	—
第5号ホ	大入場の避難通路	—	—
第5号ヘ	避難通路の避難口への直通	・ 直通させることが難しいケースが多い。 ・ 大半のケースが特例を適用している。 ・ 安全条例との整合が図られていない。	・ 条例規則の考え方を準用 ・ 安全条例との整合

※赤字の部分は令和 5 年度に検討
※青字の部分は令和 6 年度に検討

屋外の客席基準の課題等（火災予防条例第49条）

条文		課題	方向性
第1号	客席の固定	・ 床への固定方法が明確でない。 ・ 客席の規模にかかわらず一律に固定。	・ 審査基準への例示 （固定方法） ・ 特例基準の策定 （小規模、連結方法等）
第2号	いすの間隔	・ 避難安全検証で検証できない項目であるが、特例を適用している。	・ 特例基準改定
第3号	手すりの設置	・ 奥行3 m以下ごとの手すりは実態に即していない。	・ 新基準 で対応 （オールスタンディングによる）
第4号イ	縦通路の配置 （いす席）	実態に即していない。 ・ 上限が20席まで（いす背なし）。 ・ 上限が10席まで（いす背ありorいす座固定なし） ・ 縦通路幅員が80cmで一定 （人数に関係なし？幅員拡大で席数増加してよいか）	・ 特例基準策定 ・ 席数の上限を緩和 ・ 屋内基準に準じる ・ オリパラ特例に準じる
第4号ロ	避難通路の配置	—	—
第4号ハ	通路の配置 （立席）	6 m以下ごとの通路は実態に即していない。 縦通路幅員1.5m以上 横通路幅員1m以上で一定 （人数に関係なし？幅員拡大で客席部分拡大してよいか）	・ 新基準 で対応 （オールスタンディング基準による）
第4号ニ	ます席の避難通路	—	—
第4号ホ			
第5号ヘ	大入場の避難通路	—	—

※赤字の部分は令和5年度に検討
※青字の部分は令和6年度に検討

3. 実態調査

(1)劇場等の客席等に係る事故事例

調査の目的

劇場等における火災や群衆事故の事例を調査し、
事故に潜む危険要因や出火状況、発見状況、避難状況を取りまとめる。

調査の対象

1900年から2024年までに劇場等で起こった国内外の火災、群衆事故

火災による事故

①スバル座（映画館,東京都,1953年）

被害

死者0名 負傷者5名 1,032㎡焼損

出火状況

上映中に1階廊下の掃除道具入れとなっていた物置から出火した。

発見状況

爆発音を聞いた映写技師が覗き窓から場内の様子を見たところ、
1 階客席左側の掃除用具を格納している部屋付近に火炎を発見。
火災に気づいた映写技師は、直ちに映写を中止して場内の電灯を一斉に点灯した。

避難状況

従業員 14 名の避難誘導により、混乱することなく約 7 分間で屋外に避難した。
非常口と出入口が 1 階に 11 か所（幅員の合計は 13.2m） 、
2 階に 4 か所（幅員の合計は 4.8m） あった。

3-(1)劇場等の客席等に係る事故事例

火災による事故

②新宿コマ劇場（劇場,東京都,1957年）

被害 死者0名 負傷者0名

出火状況 上演中に舞台上の照明付近で出火した。

発見状況 大道具係の従業員が燃える音を聞いて天井を見ると、照明付近のカットクロスが燃えはじめ、付近にいた従業員が消火器、屋内消火栓を活用して初期消火を実施し消火した。

避難状況 舞台前面の観客が一部立ち上がったものの、避難をしていない。

出典：オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策－火災予防審議会答申－,東京消防庁予防部予防課,平成29年3月 3

3-(1)劇場等の客席等に係る事故事例

火災による事故

③東京宝塚劇場（劇場,東京都,1958年）

被害 死者3名(俳優) 負傷者25名 3,718㎡焼損

出火状況 公演中に舞台で使用していた幕（背景のネット）から出火した。

発見状況 たまたま観劇中であった消防職員が火災に気が付いて119番通報を実施した。消防職員が火災に気が付いた時、観客は劇に見入っていて、火災のために舞台上部の明るさが増したことを演出と思い拍手を送っていた。

避難状況 1階にいた約900名の観客は8割が正面玄関、2割が南北非常口から避難した。2,3階にいた約350名の観客のほとんどは、中央階段から避難した。避難の際に客席内スロープ、屋内階段曲がり角、階段出入口等の避難方向に変化のある場所で多数転倒した。4,5階の他の劇場にいた1,639名の観客のほとんどは、2か所の屋外階段から避難した。屋外階段では転倒者はいなかった。

出典：オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策－火災予防審議会答申－,東京消防庁予防部予防課,平成29年3月 4

3-(1)劇場等の客席等に係る事故事例

火災による事故

④クラマ依友誼館（劇場,中国,1994年）

被害 死者325名 負傷者132名

出火状況 ウィグル自治区カラマイ市の観劇会場（クラマ依友誼館）にて、小中学生、教師、父母、市政府関係者らを集めて合同交歓会が行われていた。ステージ近くのカーテンから出火した。

避難状況 出火直後に役人から「学生は座って動かないように」という指示があった。非常口が閉鎖されており、観劇中の学校の生徒、教師の避難が妨げられた。

⑤ベニ・スエフ文化宮殿（劇場,エジプト,2005年）

被害 死者46名

出火状況 ロウソクの火により紙でできた舞台背景から出火した。離れたところに消火器があったが、施錠されており使用できなかった。

避難状況 施設内はすし詰め状態であったため、避難が遅れた。

出典：オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策－火災予防審議会答申－,東京消防庁予防部予防課,平成29年3月 5

3-(1)劇場等の客席等に係る事故事例

火災による事故

⑥新橋演舞場（劇場,東京,2006年）

被害 死者0名 負傷者38名 ぼや（舞台装飾品等焼損）

出火状況 公演中の舞台で花火を発火させた際、飛び散った火花が舞台の 隙間から地下2階の奈落に落ちた。火花は奈落にあった紙吹雪の上に落ちたため着火し出火した。

発見状況 1 階舞台上にいた従業員が舞台の袖から煙が出ていることに気づき、地下 2 階の奈落に置かれた装飾品や大道具から火炎が上がっているのを発見した。消火器、屋内消火栓を活用したことや、スプリンクラー設備が作動したことから消火した。

避難状況 定員1,512名の劇場に1,401名の観客が入場していた。公演を中止する旨の放送が行われ、従業員43名の誘導により観客全員が屋外へ避難した。避難時に煙を吸った観客38名が負傷し、5名が救急隊により病院へ搬送された。

出典：オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策－火災予防審議会答申－,東京消防庁予防部予防課,平成29年3月 6

3-(1)劇場等の客席等に係る事故事例

火災による事故

⑦東京ディズニーランド内 屋内劇場（劇場,千葉県,2016年）

被害	死者0名 負傷者1名（避難者960名）
出火状況	観客の手荷物の中にあった携帯電話の充電器が突然発火した。
発見状況	客席の中であり、観客、劇場の従業員が気付いた。
避難状況	公演を中止し、観客を避難させようとしたところ、充電器が破裂し、近くにいた1名が腕にやけどを負った。火は従業員が消火器で消し止め、観客は全員避難した。

群衆なだれによる事故

⑧千日前大阪劇場（劇場,大阪府,1956年）

被害	死者1名 負傷者9名
状況	切符売り場前で入場を待つ行列の中に、誰かが死んだ蛇を投げ込んだために付近の人々が悲鳴を上げて逃げ、混乱の中で転倒者が発生して将棋倒しになった。

出典：オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策－火災予防審議会答申－,東京消防庁予防部予防課,平成29年3月 7

3-(1)劇場等の客席等に係る事故事例

群衆なだれによる事故

⑨日比谷野音音楽堂（1987年）

被害	死者3名 負傷者20名
状況	3,000人が収容できる施設でほぼ満員状態であった。公演中に興奮した一部の観客がステージに上がろうとし、それに続こうとした観客が重なるように転倒した。客席最前列はステージから約1.5mしか離れておらず、演奏開始前に前に押し寄せた聴衆がこのステージと観客席の狭い空間に入り込んだうえ、後方の聴衆は座席に立ち上がるなどして、始まる前から異常な興奮状態に陥っていた。

出典：オリンピック・パラリンピック施設等における防火・避難対策－火災予防審議会答申－,東京消防庁予防部予防課,平成29年3月

⑩大阪府のライブハウス（1990年）

被害	死者1名 負傷者2名
状況	大阪市北区のライブハウスで行われたロックバンドグループの公演中に、満員（550人）の観客が演奏により興奮状態となり、後方の観客が前方の客を押したため転倒したものの。

出典：雑踏警備の手引き-兵庫県警察本部,平成14年度

まとめ

- ◆ 日本では、火災時に避難誘導が行われている例が多い。
- ◆ 日本でも、観客が興奮状態となった際に、群衆事故が起こり死者が発生している。
- ◆ 海外では、火災時に避難経路が適切でないこと等により多数の死者が発生している。

3. 実態調査

(2)劇場等の客席等に係る法令等の基準

調査の目的

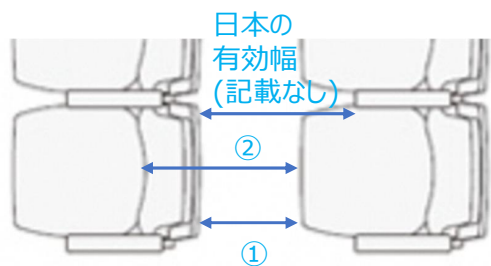
海外の都市における客席基準を調査し、
いす席の配置、避難通路の配置方法等の基準をまとめる。

調査の対象

先進的な客席基準を有している海外の都市から計5都市の基準を調査した。

【ニューヨーク州（アメリカ）】

項目		内容		補足	
座席	列間隔	32インチ（約813mm）以上		座席は床に固定	
	有効通路 （座席を倒した状態で）	5.5インチ（約140mm）以上			
	① ② 前席の背もたれと後席の最前部	オーケストラシート	10インチ（約250mm）以上		
		バルコニーシート	7インチ（約178mm）以上		
	横並びの数	両側出口	15席以下		
		片側出口	8席以下		
通路	縦通路の幅	座席が片側のみ		30インチ（約762mm）以上	通路の片側のみが出口の場合は、開始位置で基準幅を確保し5フィート毎に1.5インチ出口に向かって大きくなる 出口の幅に平行して
		座席が両側にある場合		36インチ（約914mm）以上	
		出口に接する場合		4フィート（約1219mm）以上	
	横通路の幅	メインフロア		44インチ（約1118mm）以上	③2本の縦通路、又は1本の縦通路と出口に接続する
					④27列以上または4ブロック以上の場合、22列を超えないようにブロックを均等に割る
		バルコニー or ギャラリー	全体が10列を超える	44インチ（約1118mm）以上	⑤横通路と横通路との間は7列を超えない
		スタジアム型		44インチ（約1118mm）以上	⑥最後部の横通路の後側には10列まで配置可能 後側10列または100人毎に8インチ増やす
	立見	後部横通路		7フィート（約2134mm）以上	出口幅は立見の人数も含めて大きくなる
手すり（または腰壁）	ボックス及びバルコニーの鼻隠し		床から高さ26インチ以上		



※②については、オーケストラ(1階席)、バルコニーまたはギャラリー(2or3階席)のみ。その他の階(中2階など)は規制なし。

①：座席を倒した状態での有効通路幅（前席の最後部とすぐ後ろの席の最前部との間）
原文：There shall be at least five and one-half inches between the back of a seat and the front of the seat immediately behind it as measured between plumb lines with the seat in the down or extended position

②：座席を倒した状態での前席の背もたれとそのすぐ後ろの座席の最前部との間の最小間隔
原文：The minimum clearance between a seat back and the front of the seat immediately behind it with the seat in the down, or extended position, shall be 10 inches for any orchestra seat and seven inches for any balcony or gallery seat.

①はback of seat（席の後部）で、②はseat back（背もたれ）という言い回しの違いがあり、また、①はbetweenだけを使って表現していますが、②はclearaneと言っています。寸法の違いから②は背もたれの前面からの距離を規制していると思われます。
※ネイティブの人に聞くと、②は間にモノ(背もたれ)があるのでbetweenとは言わない、と言われました。

寸法については記載の通りです。座席を上げた状態での条件設定はされていません。
※参考までにフィラデルフィアパフォーミングアーツセンターの座席は①が7インチ(約18cm)でした。

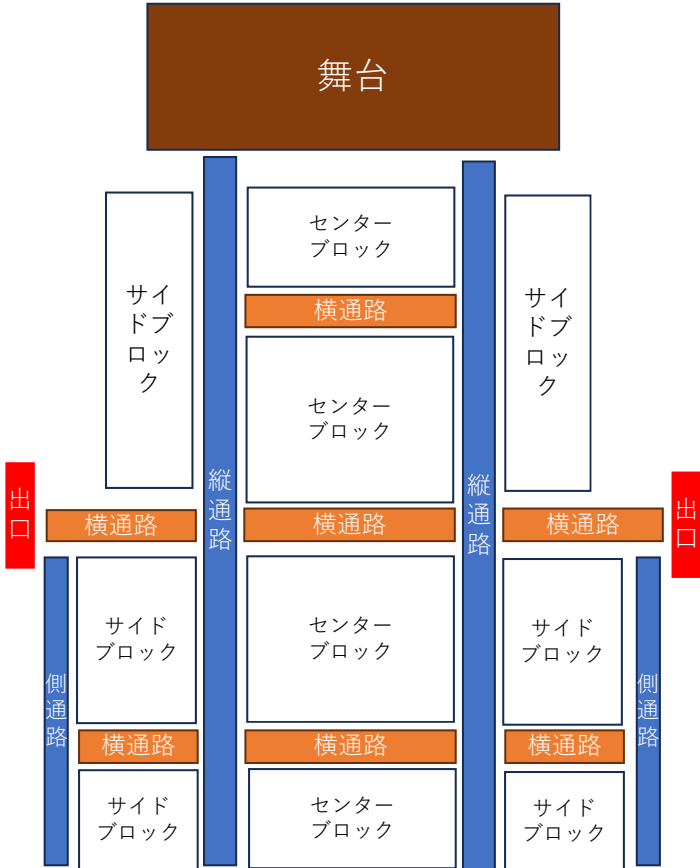
10

③
Crossaisles at least 44 inches wide shall connect either two longitudinal aisles or one such aisle and an exit door.

They need not extend through a side block of seats where neither a side aisle nor an exit door is required or provided.

★Section 36-3.2 - Theatres with stages(b)-(3)-(i)

幅員が 44 インチ（約112cm）以上の横通路は、2本の縦通路、または1本の縦通路と出口ドアを接続しなければなりません。
サイドブロックのうち、側通路も出口ドアも必要ない、または設けられていないブロックに当該横通路を延伸する必要はありません。



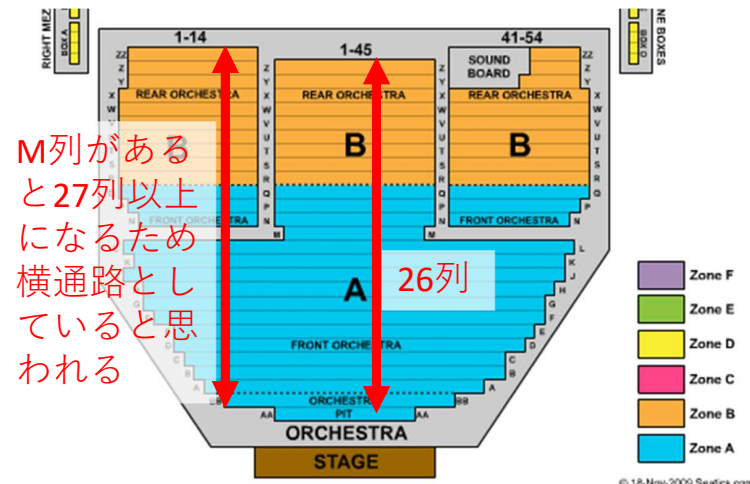
条件を表す配置例

④

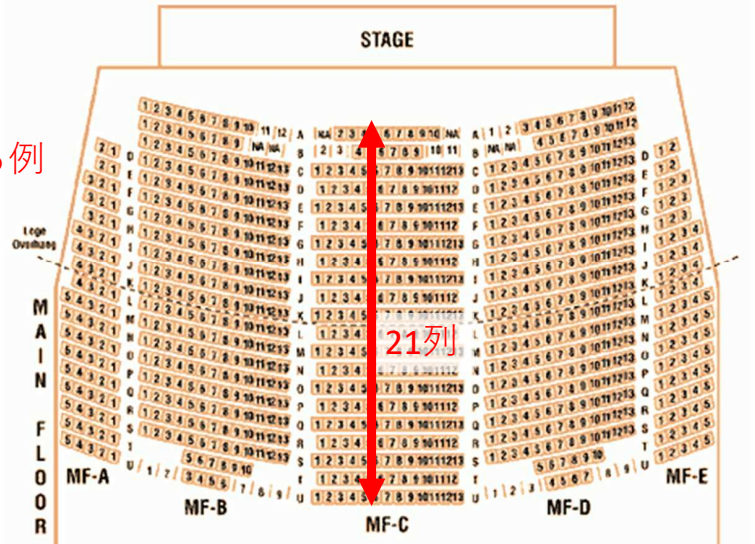
Where there are 27 or more rows or four or more blocks of seats, crossaisles shall be provided dividing the number of rows approximately equally and so that no block of seats shall have more than 22 rows.

★Section 36-3.2 - Theatres with stages(b)-(3)-(iii)

座席の列が 27 列以上、又は 4 ブロック以上の場合には、座席の列数が 22 を超えるブロックがないように、列数をほぼ均等に分割して横断通路を設けるものとする。



4ブロック以上ある例



⑤

One or more crossaisles at least 44 inches wide shall be provided in every balcony or gallery having more than 10 rows of seats. Such crossaisles shall be so arranged that no more than seven rows of seats intervene between any row and the nearer crossaisle above or below.

★Section 36-3.2 - Theatres with stages(b)-(3)-(i)

座席の列が 10 列を超えるすべてのバルコニーまたはギャラリーには、少なくとも幅 44 インチの 1 つ以上の横通路が設けられなければなりません。横通路は、任意の列と上下のより近い横断通路との間に 7 列を超えない座席が介在するように配置されなければならない。

※LOGEとは中2階のこと
仮にここが2階席の場合、真ん中（2階の前側）のブロックは7列以下にする必要があるはず
※ちなみにこの劇場のメインフロアは30席以上あり、条文に当てはまらない



⑥

In a stadium-type theatre, the rearmost crossaisle of the main floor may serve not more than 10 rows of seats behind it. The width of such crossaisle shall be 44 inches minimum and shall be increased by eight inches for each 100 persons or major fraction thereof in the first 10 rows of seats behind such crossaisle. Intermediate exits from such crossaisle shall be provided so that the distance between such exits shall not exceed 75 feet.

★Section 36-3.2 - Theatres with stages(b)-(5)-(i)

スタジアム型の劇場では、メインフロアの最後部の通路は、その後ろに 10 列を超えない座席を配置することができます。当該横通路の幅は、最小 44 インチとし、当該横通路の後ろの最初の 10 列の座席の 100 人またはその大部分ごとに 8 インチずつ増やすものとする。当該横通路からの中間出口は、当該出口間の距離が 75 フィートを超えないように設けられなければならない。

14

3-(2)劇場等の客席等に係る法令等の基準

ア：先進的な基準を設けている海外の都市から計5都市の客席基準

【オンタリオ州（カナダ）】

項目		内容			補足
座席	前後間隔	前席の最後部と後席の最前部		400mm以上	16席を超える場合は超えた席1席あたり6.1mmを加える
	数	横並び	背もたれあり	14席	※座席と最も近い通路との間7席
			背もたれなし	40席	※座席と最も近い通路との間20席
		例外	片側通路	7席以内	出口が3列以内にあり、かつ1列辺り100席以下の場合
			両側通路	20席以内	
通路	幅		移動距離	45m以内	座席から出口まで
		(出口に直通する通路)	通常	1100mm	別の通路に続く通路は除く
		例外	合計60席以下	750mm	通路幅は出口から最も遠い箇所測定し、1mごとに25mm増加させる
			片側にのみ席がある	900mm	
		合流通路	—	—	合流してくる通路の最も広い通路幅に、合流してくる他の通路幅の合計の50%を足した幅以上とする
		通路	通常	6.1mm／人以上	
			片側のみに席がある	900mm以上	
			両側に席がある	1200mm以上	
		側通路（壁際の通路）		1100mm以上	固定席の規定に従う場合

出典：THE ONTARIO BUILDING CODE

【イギリス】

※SW（Seatway）：前席の最後部と後席最前部（図1参照）

項目		内 容			補 足	参 照	
座席	前後間隔			SW300mm以上	最前席の前は900mm以上とする	図 1	
	横に並べる数	通路が片側の場合	SW350-374mm	9列	※SW300～349は省略	図 2	
			SW375-399mm	10列			
			SW400-424mm	11列			
			SW425mm以上	12列			
		通路が両側の場合	SW350-374mm	18列	※SW300～349は省略		
			SW375-399mm	20列			
			SW400-424mm	22列			
			SW425-449mm	24列			
			SW450-474mm	26列			
			SW475-499mm	28列			
			SW500mm以上	出口までの距離による			
通路	通路幅		通過人数50人以上	1.1m以上	手すり以外もので通路が狭められてはならず、手すりの場合でも100mm以下であること。	図2	
			通過人数50人未満	0.9m以上			手すりが100mmを超える場合は100mmを超えた部分で通路の幅を狭く計算すること。
	交差点	横通路と縦(放射状)通路の合流地点			T字		図3
避難経路	数		600人以下	2ルート			
			600人を超える	3ルート			
	距離	出口1方向	固定席	15m			
			平土間	18m			
		出口2方向	固定席	32m			
平土間			45m				
手すり	高さ	段状の通路	端が壁に達する	壁に高さ840mmで設置		図4	
			端が壁に達しない	手すり中央の上で高さ1100mm			

出典：FIRE PRECAUTIONS IN THE DESIGN, CONSTRUCTION AND USE OF BUILDINGS（BS 5588-6:1991） 16

【イギリス】

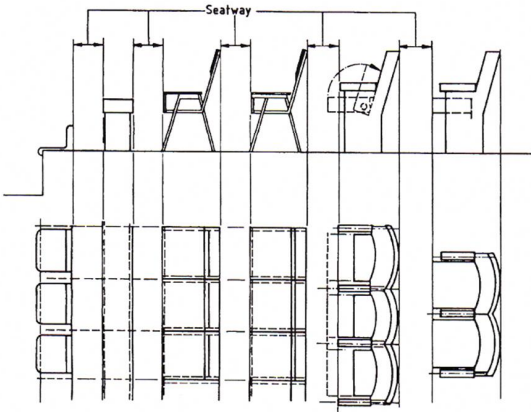


図1

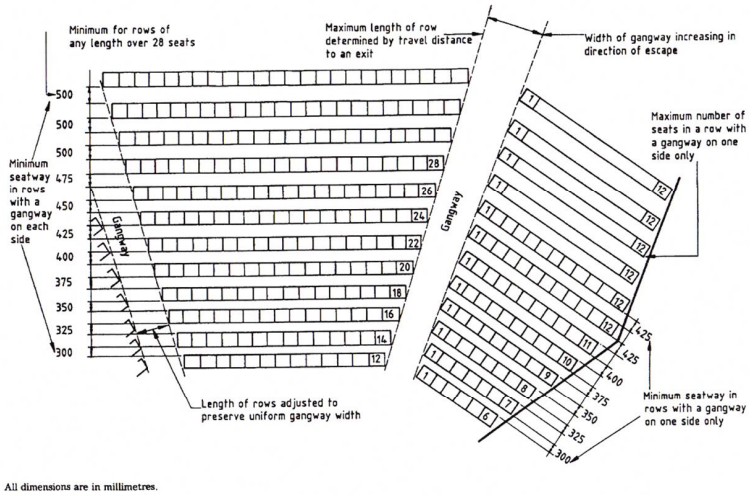


図2

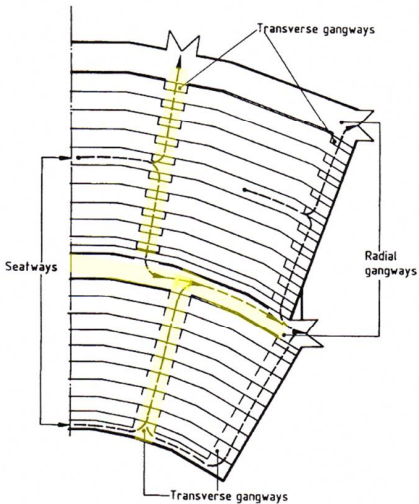


図3

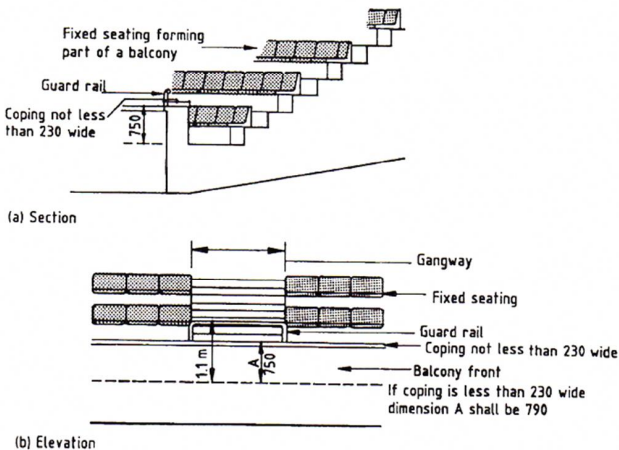


図4

Figure 6 — Transverse and radial gangways

【中国】

項目		内容			補足
座席	幅 (肘掛の幅)		ハード席	0.5m以上	
			ソフト席	0.55m以上	
	列間隔 (前後間隔)	ショート法	ハード席	0.8m以上	段床の場合、背もたれの一番高い部分のレベル差を0.3m以上
			ソフト席	0.9m以上	
		ロング法	ハード席	1.0m以上	段床の場合、背もたれの一番高い部分のレベル差を0.5m以上
			ソフト席	1.1m以上	
	壁に寄せて設置する場合			基準 + 0.12m	
通路	横並びの数	ショート法	両側通路	22席以内	制限を超える場合は、列間隔を1席あたり25mmずつ増やす
			片側通路	11席以内	
		ロング法	両側通路	50席以内	
			片側通路	25席以内	
	縦並びの数	通常		20列以内	
		壁に寄せて設置する場合		10列以内	
	最前列	舞台との間		1.5m以上	車いす席を設ける場合は0.5m追加
		ピットの手すりとの間		1m以上	
	幅	ショート法	縦通路	1.1m以上	壁際の通路は0.8m以上
			横通路	1m以上	(列間隔に加えて)
		ロング法	縦通路	不明	壁際の通路は1.2m以上 ※その他はショート法と同じか？

ショート法：列間隔が0.8m以上の座席パターン
ロング法：列間隔が1.0m以上の座席パターン

出典：劇場建築設計規範（JGJ57-2000）

18

【韓国】

「客席設計安全ガイド」より

項目		内容			基準	備考
通路	通路幅	指定なし		1200mm以上	国内基準	
		床面積500㎡未満		1500mm以上	国内基準	
		床面積500～1000㎡未満		1800mm以上	国内基準	
		床面積1000㎡以上		2400mm以上	国内基準	
	横に並ぶ数	通路が片側の場合	SW350-374mm	9列	イギリス基準	SW:SEATWAY(図5)
			SW375-399mm	10列	イギリス基準	
			SW400-424mm	11列	イギリス基準	
			SW425mm以上	12列	イギリス基準	
		通路が両側	SW350-374mm	18列	イギリス基準	
			SW375-399mm	20列	イギリス基準	
			SW400-424mm	22列	イギリス基準	
			SW425-449mm	24列	イギリス基準	
			SW450-474mm	26列	イギリス基準	
			SW475-499mm	28列	イギリス基準	
			SW500mm以上	走行距離による	イギリス基準	
	交差点	横通路と縦(放射状)通路の合流地点		T字	イギリス基準	図6

※再優位は「建築法」だが、観覧場に限定した条項は出口や劇場に接する廊下の規定があるのみで特別な規定はなし

【韓国】

「客席設計安全ガイド」より(前ページ続き)

項目		内容		基準	備考
避難経路	距離	300㎡以上		30m以下	国内基準
		出口1方向	固定席	15m	イギリス基準
			平土間	18m	イギリス基準
		出口2方向	固定席	32m	イギリス基準
			平土間	45m	イギリス基準
座席	前後間隔		背もたれがある	769mm以上	イギリス基準
			背もたれがない	600mm以上	イギリス基準
			車いす席	1400mm以上	イギリス基準
	座席幅 ※訂正		肘掛がある場合	500mm以上	イギリス基準
			肘掛がない場合	450mm以上	イギリス基準
			車いす席	900mm以上	イギリス基準
手すり	通路			高さ850mm	国内基準 壁から50mm以上離す

「公演場法」より(現在は廃止)

項目		内容		補足
座席	前席の最後部と後席の最前部	跳ね上げ式	400mm以上	背板が傾き、千鳥配置ではない場合は50mm縮められる
		固定座面	450mm以上	
		ベンチ	450mm以上	
	前後間隔（段の奥行）	跳ね上げ式	700mm以上	
	横並びの数		11席まで	
	縦並びの数		7席まで	
	座席幅		500mm以上	

※再優位は「建築法」だが、観覧場に限定した条項は出口や劇場に接する廊下の規定があるのみで特別な規定はなし

20

【韓国】

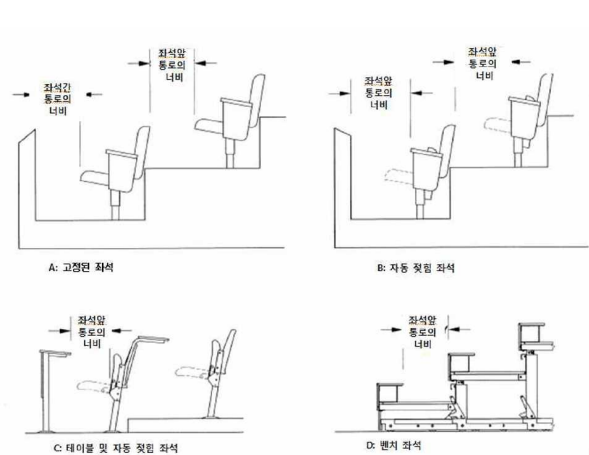


그림 C2-3 좌석간통로의 치수

図5

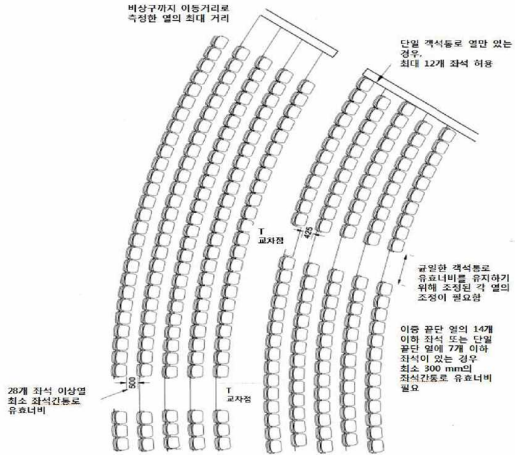


그림 C2-6 좌석간통로, 객석동로 기준 (영국 기술 기준)

图6

まとめ

◆ ニューヨーク州（アメリカ）

- ・横に並べることができるいす席の数は最大15席まで。
- ・縦通路の最低幅員は片側のみに席がある場合30インチ（約762mm）、両側に席がある場合36インチ（約914mm）となっており、東京都火災予防条例よりも広い。

◆ オンタリオ州（カナダ）

- ・横に並べることができるいす席（背もたれなし）の数は最大40席まで。
- ・客席から出口までの移動距離は45m以内としている。東京都火災予防条例の屋外の客席基準（歩行距離40m以内）と類似している。
- ・通路の最低幅員は片側のみに席がある場合900mm、両側に席がある場合1200mmとなっており、東京都火災予防条例よりも広い。
- ・通路の幅員は、想定通過人数に6.1mmを乗じた値以上とする基準があり、東京都火災予防条例（0.6cm）と類似している。
- ・出口から最も遠い場所の距離に応じて通路の幅員を算出する基準を設けている。
- ・通路が合流する場合の通路幅員に関する基準を設けている。

22

まとめ

◆ イギリス

- ・横に並べる席数は、列間隔が25mm大きくなるごとに増すことができる。
- ・通路幅員は、通過人数50人以上か未満かで決まる。
- ・出口までの歩行距離が決められており、最大45mとしている。東京都火災予防条例の屋外の客席基準（歩行距離40m以内）と類似している。

◆ 中国

- ・横に並べることができるいす席の数は50席まで。列間隔を1席あたり25mmずつ増やすことで50席を超えることができる。
- ・縦に並べることができるいす席の数は最大20席まで可能である。
- ・通路の最低幅員は片側に席がある場合800mm、両側に席がある場合1100mmとなっており、東京都火災予防条例よりも広い。

◆ 韓国

- ・床面積の大きさによって通路の幅員を決めている。
- ・イギリスの基準と同じものが多い。

調査の目的

政令指定都市における客席基準を調査し、
オールスタンディング、いす席の配置、避難通路の配置方法等の基準をまとめる。

オールスタンディングの基準

オールスタンディング形式について、**8都市**で特例基準等を設けている。

※各都市の内容は、東京消防庁から各政令指定都市の消防本部に確認した内容である

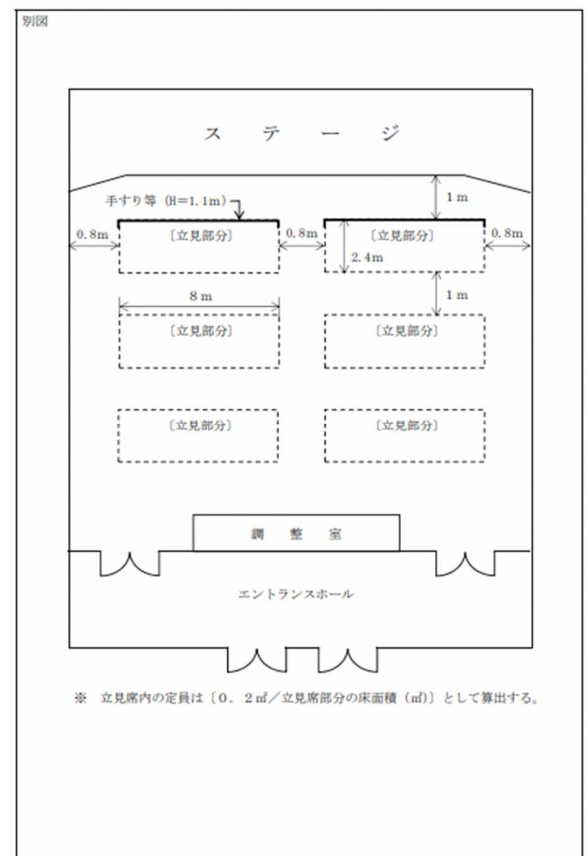
24

【オールスタンディングの基準】

【A市】

定員の算出方法、出火防止対策及び避難安全に関する事項について定めており、特に避難安全に関する事項については、避難計算を求め、避難許容時間内に概ね避難が完了すること、出入口の有効幅員の合計が規定数値以上であることを確認し、適合する場合に特例認定

- ・定員規定：0.2㎡／床面積 又は 避難計算により安全性が確保される人数のいずれか少ない方
- ・各ブロックサイズ：幅8m、奥行2.4m
- ・縦通路の幅員：最低0.8m
- ・横通路の幅員：最低1m
- ・手すり：ブロック前部に高さ1.1m以上



【オールスタンディングの基準】

【B市】

定員の算定、安全対策として、出火防止対策や避難に関する事項について規定を設けている。

- ・定員規定：0.2㎡／床面積 又は 避難計算により安全性が確保される人数のいずれか少ない方
- ・各ブロックサイズ：幅8m、奥行2.4m
- ・縦通路の幅員：最低0.8m
- ・横通路の幅員：最低1m
- ・手すり：ブロック前部に高さ1.1m以上
- ・入場者が使用する廊下は、1.2m 未満

26

【オールスタンディングの基準】

【C市】

定員の算定、安全対策として、出火防止対策や避難に関する事項について規定を設けている。

- ・定員規定：0.2㎡／床面積 又は 避難計算により安全性が確保される人数のいずれか少ない方
多目的に使用する劇場等の場合は、使用形態に応じてその都度定員算定をする。
- ・各ブロックサイズ：幅8m、奥行2.4m以下
- ・縦通路の幅員：1 m以上
- ・横通路の幅員：1m以上
- ・ただし、出入口の配置等により避難上支障がないと認める場合は、各ブロック（2ブロックを限度とする。）相互間の横通路を設けないことができる。
- ・手すり：ブロック前部に高さ1.1m以上
- ・入場者が使用する廊下：通過人数×0.6cm以上。1.2m 未満としてはならず

【オールスタンディングの基準】

【D市】

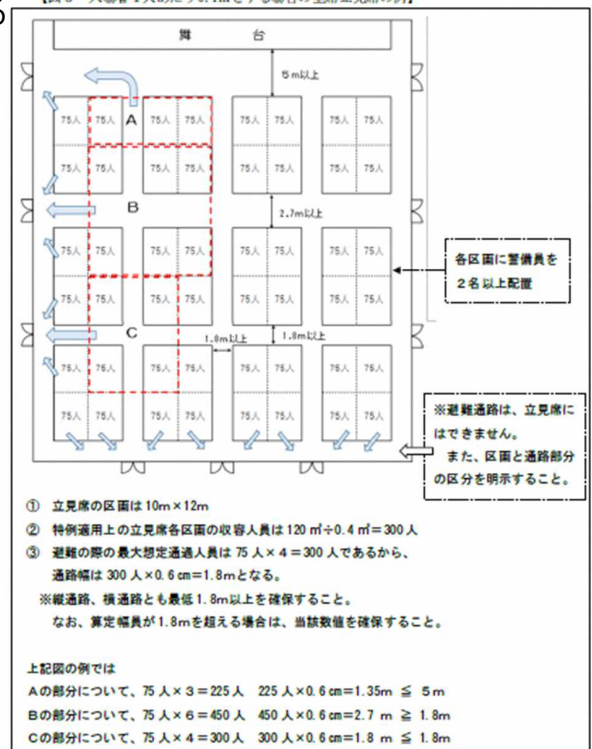
収納人員の管理と避難誘導の管理の徹底により規定している
以下、2つの場合に分けて規定あり

- ア)収容人員を管理することにより特例を適用する場合
イ)ブロック分けすることにより特例を適用する場合

ア) の規定

0.4㎡／人（特例適用の要件）、0.2㎡／床面積は定員算定上の基準
舞台と最前列の手すり等との間隔は5m以上
区画は10m×12m以内に区分、
1、1m以上のフェンス等を設け、前部は堅固な手すり等とする
縦通路、横通路は1.8m以上確保（1区画300人×0.6cm）

【図6 入場者1人あたり0.4㎡とする場合の全席立見席の例】

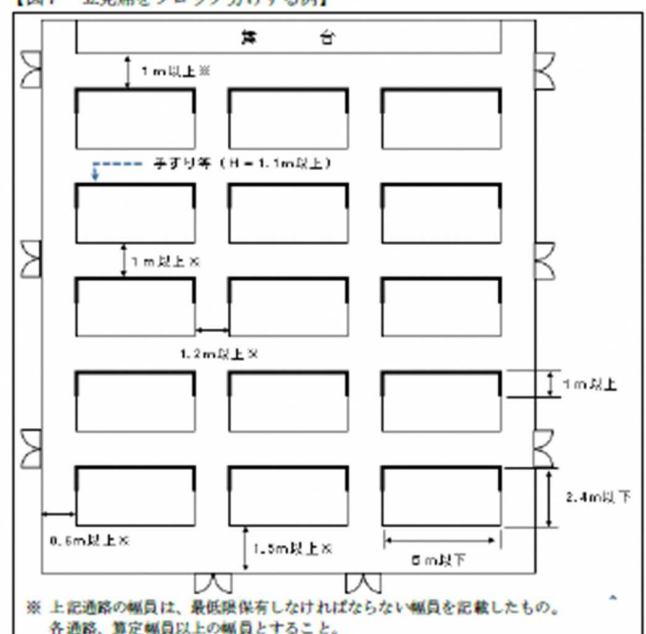


【オールスタンディングの基準】

【D市】

- イ) の規定
- 各ブロックの規定
- ・定員 : 0.2m^2 / 床面積
 - ・手すり : 幅 6m × 奥行 2.4m 以下
: 高さ 1.1m 以上
 - ・反射テープ : 立見席と避難通路を区分する
 - ・縦通路 : 算定幅員以上、 1.2m 未満ならず
(片側 0.6m 未満ならず)
 - ・横通路 : 算定幅員以上、 1m 未満ならず。
 - ・最後列 : 最後部との間に、算定幅員以上の横通路、
 1.5m 未満ならず

【図7 立見席をブロック分けする例】

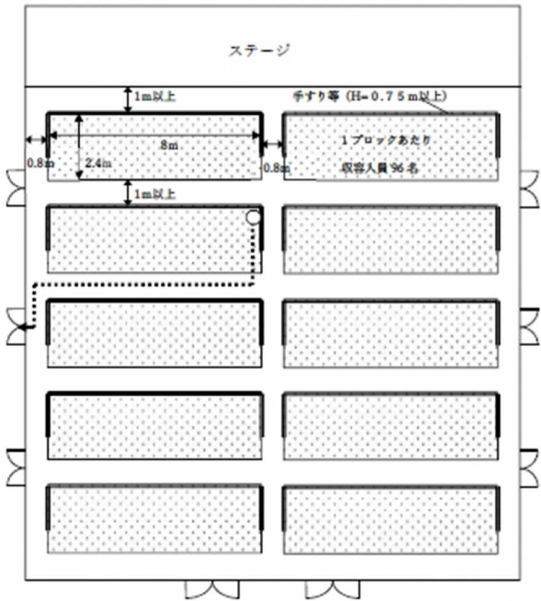


【オールスタンディングの基準】

【E市】

各ブロックの規定

- ・定員：0.2㎡／床面積 又は 避難計算により安全性が確保される人数のいずれか少ない方
- ・手すり：幅8m×奥行2.4m 1ブロックあたり96名
：高さ0.75m以上、2階席以上1.1m以上
- ・テープ：避難通路を明記する
- ・縦通路：0.8m
- ・横通路：1m



注1 縦通路の幅の計算
 $96 \times 0.006 = 0.576$
 $0.576 < 0.8$
よって 0.8mとする。

注2は、ホール内における出口から最も遠い場所からの歩行距離 (L_{x+y}) を示す。

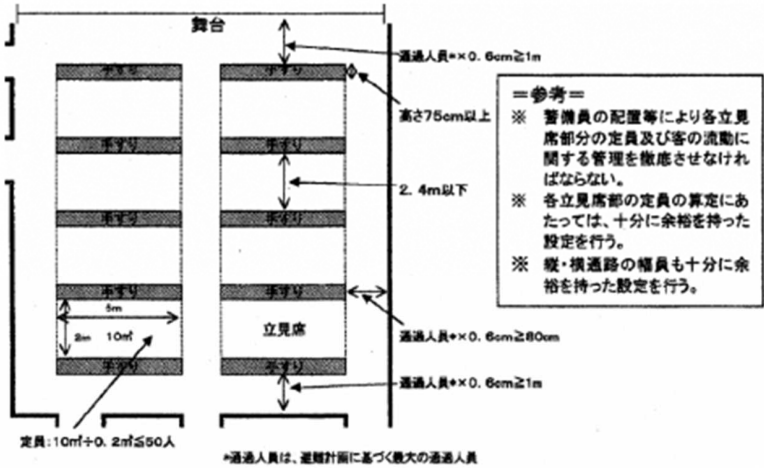
30

【オールスタンディングの基準】

【F市】

手すりを配置し、さらに手すりで仕切られた立見席部分における定員管理の徹底を図るなどにより避難の安全性を確保する規定

- ・定員：0.2㎡／床面積
- ・手すり：幅5m×奥行2.4m、手すり高さは75センチ以下



【オールスタンディングの基準】

【G市】

ブロック間の通路の確保、警備員の配置、避難時間の評価が適切に行われていることなどが条件

- ・定員規定：5人／㎡（床面積÷0.2）
- ・各ブロック面積：128㎡以下
- ・縦通路の幅員：左右に隣接するブロックの人数を加算した値×4÷0.6cm（少数点以下切捨）以上。
最低0.8m
- ・横通路の幅員：前後に隣接するブロックの人数を加算した値×4÷0.6cm（少数点以下切捨）以上。
最低1m
- ・手すり：ブロック前部（横通路と立ち見の間）に高さ1.1m以上
- ・反射テープ：ブロック側方及び後方との通路の境界（幅5センチ以上）

【H市】

屋内の基準を準用し、避難通路の幅を確保するよう指導

- ・通路の幅：当該通路のうち避難の際に通過すると予想される人数が最大となる地点での当該通過人数×0.6cm以上。縦通路は80cm（片側のみは60cm）、横通路は1m未満としないよう指導

32

【オールスタンディングの基準】

まとめ

◆立席の密度

7都市が、5人／㎡を上限とした基準を運用している。レイアウトや管理形態等の違いにより、2.5人／㎡を上限とする基準を有している都市もある。

◆1ブロックの大きさ

4都市が、幅8m、奥行き2.4mとしている。一方で、幅や奥行きは自由で、1ブロックの面積の上限のみ（128㎡が上限）を規定している都市もある。

◆定員

5都市が、「1ブロックの大きさ」と「立席の密度」から算出した人数又は「避難計算にて避難の安全性が確保された人数」のいずれか小さい人数としている。

◆手すり

6都市が、立席の前面に高さ1.1m以上の手すりを設けることを求めている。手すりの高さを75cm以上としている都市もある。

◆立席の周囲に設ける通路

6都市が、ブロックごとに縦通路と横通路を求めている。ブロックごとの横通路を求めている都市もある。

【屋内の固定客席】

政令指定都市(20都市)のうち、条例例と異なる基準を持つ基準のみ、以下にまとめる。内は東京都の該当条文

■35条2号

⇒座席幅について、神奈川県、静岡県、大阪府内の都市は東京都と同じ42cm以上と規定。

条例例(国)	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
40cm	40cm	40cm	40cm	40cm	42cm	42cm	42cm	40cm	42cm	42cm	40cm	40cm	42cm	42cm	40cm	40cm	40cm	40cm	40cm	40cm

いす背の間隔(いす背がない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分の間隔とする。次条において同じ。)は80cm以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部との間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は35cm以上とし、座席の幅は42cm以上とすること。(48条2号)

■35条3号

⇒立見席の奥行について、東京都を除くすべての都市で、条例例と同じ2.4m以下(立見専用に限らず)と規定。

条例例(国)	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m	2.4m

立席の位置は、客席の後方とし、その奥行きは、1.5m(立見専用とするものにあつては、2.4m)以下とすること。(48条3号)

■35条4号

⇒横浜市のみ手すりの規定に関して、「堅固な手すり、その他これに類するものを設けること」の規定。

客席の最前部(最下階にあるものを除く。)及び立席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75cm以上の手すりを設けること。(48条4号)

【屋内の固定客席】

政令指定都市(20都市)のうち、条例例と異なる基準を持つ基準のみ、以下にまとめる。内は東京都の該当条文

■35条5号 八

⇒最前部の通路について、札幌市・東京都のみ最下階に限定する規定あり。堺市は但し書きで「各階の最前列と舞台又は手すり壁等との間には、避難上支障がない場合は、横通路を設けないことができる」との記載あり

条例例(国)	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし※	なし	なし	なし	なし	なし	なし

いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごとに、及び最下階にある客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1m未満としてはならない。(48条5号八)

■35条5号 二

⇒ます席の通路について、札幌市・東京都は「縦または横通路」の規定。※は別規定あり。

条例例(国)	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※1	—	—	—	—	—	—	—	※2	—

ます席を設ける客席の部分には、ます席2ます以下ごとに幅40cm以上の縦通路又は横通路のいずれかを保有すること。(48条5号二)

条例例 横に並んだます席2ます以下ごとに幅40cm以上の縦通路

- ※ 1 横に並んだます席には縦に、縦に並んだます席には横に、それぞれます席2ます以下ごとに、幅0.4m以上の通路
- ※ 2 縦に並んだます席2ます以下ごとに幅40cm以上の横通路

【屋内の固定客席】

政令指定都市(20都市)のうち、条例例と異なる基準を持つ基準のみ、以下にまとめる。 内は東京都の該当条文

■35条5号

⇒大入場の規定について、**札幌市・東京都・横浜市・北九州市にのみ規定あり(条例例には該当する条文なし)**。
ただし、縦通路幅について東京のみ35cm、札幌市・横浜市・北九州市は40cmの規定。

条例例(国)	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
なし	あり	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし

大入場を設ける客席の部分には、客席の幅3m以下ごとに幅35cm以上の縦通路を保有すること。
(48条5号 ホ)

【屋内の固定客席】

政令指定都市(20都市)のうち、条例例と異なる基準を持つ基準のみ、以下にまとめる。

■35条5号

⇒**堺市のみ条例例と異なる規定あり**

- (5) 客席の避難通路は、次によること。
ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席8席(椅子背の間隔が90cm以上の場合にあっては、12席)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、4席(椅子背の間隔が90cm以上の場合にあっては、6席)以下のときは、これを片側のみとすることができる。
イ アの縦通路の幅は、これを使用する椅子席が両側にある場合は80cm以上(客席床面積600㎡以上のものにあっては、その階に限って95cm以上)とし、椅子席が片側の場合は60cm以上1.8m以下とすること。
ウ 椅子席を設ける客席の部分には、縦に並んだ椅子席15席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に、幅1m以上の横通路を保有すること。ただし、各階の最前列と舞台又は手すり壁等との間には、避難上支障がない場合は、横通路を設けないことができる。
エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40cm以上の縦通路を保有すること。
オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

【屋内の固定客席】

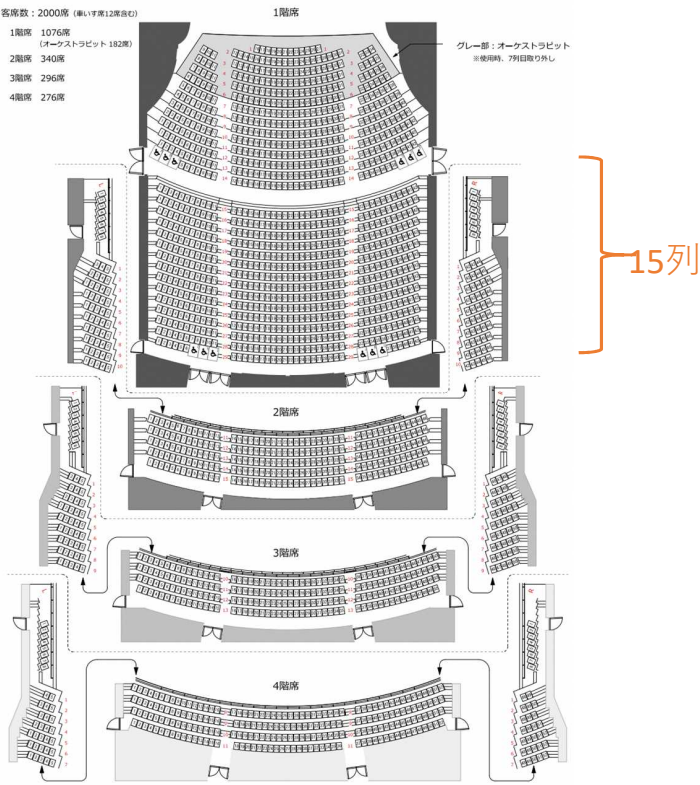
政令指定都市（20都市）のうち、条例例と異なる基準を持つ基準のみ、以下にまとめる。

■35条5号

⇒堺市のみ

▶実例

- 客席：2000席（車いす席12席含む）
- 1階席 1076席（オーケストラピット182席）
- 2階席 340席
- 3階席 296席
- 4階席 276席



【屋内の固定客席】

政令指定都市(20都市)のうち、条例例と異なる基準を持つ基準のみ、以下にまとめる。

■35条2項

⇒堺市は客席数の条件により条例例とほぼ同内容の規定も設けている。

- 前項の劇場等の屋内の客席で、客席数が2,000席以下のものについては、同項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までの規定の例によるほか、次に定めるところによることができる。
- ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席の基準席数(8席に椅子席の間隔が35cmを超える1cmごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあっては、20席とする。))をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下のときは、これを片側のみとすることができる。
 - イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に、0.6cmを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80cm(片側のみが椅子席に接する縦通路にあっては、60cm)未満としてはならない。
 - ウ 椅子席を設ける客席の部分には、縦に並んだ椅子席20席以下ごと及び当該客席の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1m未満としてはならない。

【屋外の固定客席】

政令指定都市(20都市)のうち、条例例と異なる基準を持つ基準のみ、以下にまとめる。 内は東京都の該当条文

■36条2号

⇒座席の幅について、神奈川県内の都市と大阪市は42cm、東京都・堺市も42cmだが、いす背がなく座が固定している場合40cmとする規定あり。

条例 例(国)	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
40cm	40cm	40cm	40cm	40cm	42cm	42cm	42cm	40cm	40cm	40cm	40cm	40cm	42cm	42cm※	40cm	40cm	40cm	40cm	40cm	40cm

いす背の間隔は75cm以上とし、座席の幅は42cm以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を70cm以上とし、座席の幅を40cm以上とすることができる。(49条2号)

■36条4号

⇒立席の通路について、東京都を除くすべての都市で、該当する条文はなし。(条例例にも該当条文はなし)

立席を設ける客席の部分には、当該客席の部分の幅6m以下ごとに幅1.5m以上の縦通路を、奥行き6m以下ごとに幅1m以上の横通路を保有すること。(49条4号ハ)

■36条4号

⇒大入場の規定について、東京都・横浜市を除くすべての都市で該当する条文なし。(条例例にも該当条文はなし)
北九州は「その他の客席を設ける場合」として東京都と同条件とする規定あり。

条例 例(国)	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	※	なし	なし

大入場を設ける客席の部分には、当該客席の部分の幅4m以下ごとに幅50cm以上の縦通路を、奥行き4m以下ごとに幅50cm以上の横通路をそれぞれ保有すること。(49条4号ハ)

40

【定員管理等】

政令指定都市（20都市）のうち、条例例と異なる基準を持つ基準のみ、以下にまとめる。 内は東京都の該当条文

■39条1号ハ

⇒その他の部分（固定式のいす席・立見席を除く部分）について、東京都を除くすべての都市で条例例と同じ当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数とすると規定。
東京には該当条文なし。ただし「すわり席を設ける部分」として別の規定あり。

ハ すわり席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.3㎡で除して得た数（53条1号ハ）

※横浜市については、「ます席及び大入場の客席部分については、当該部分の床面積を0.3㎡で除して得た数（65条ウ）」とする規定が追加されている。

■39条4号

⇒定員数の表示板について、横浜市・大阪市のみ付加条件あり。

出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。(53条4号)

※横浜市→消防長が指定する劇場等の出入口とする付加条件あり。

※大阪市→消防長が交付する当該劇場等の定員を記載した表示板とする付加条件あり。

3. 実態調査

(3)既存劇場等の客席等の実態

調査の対象

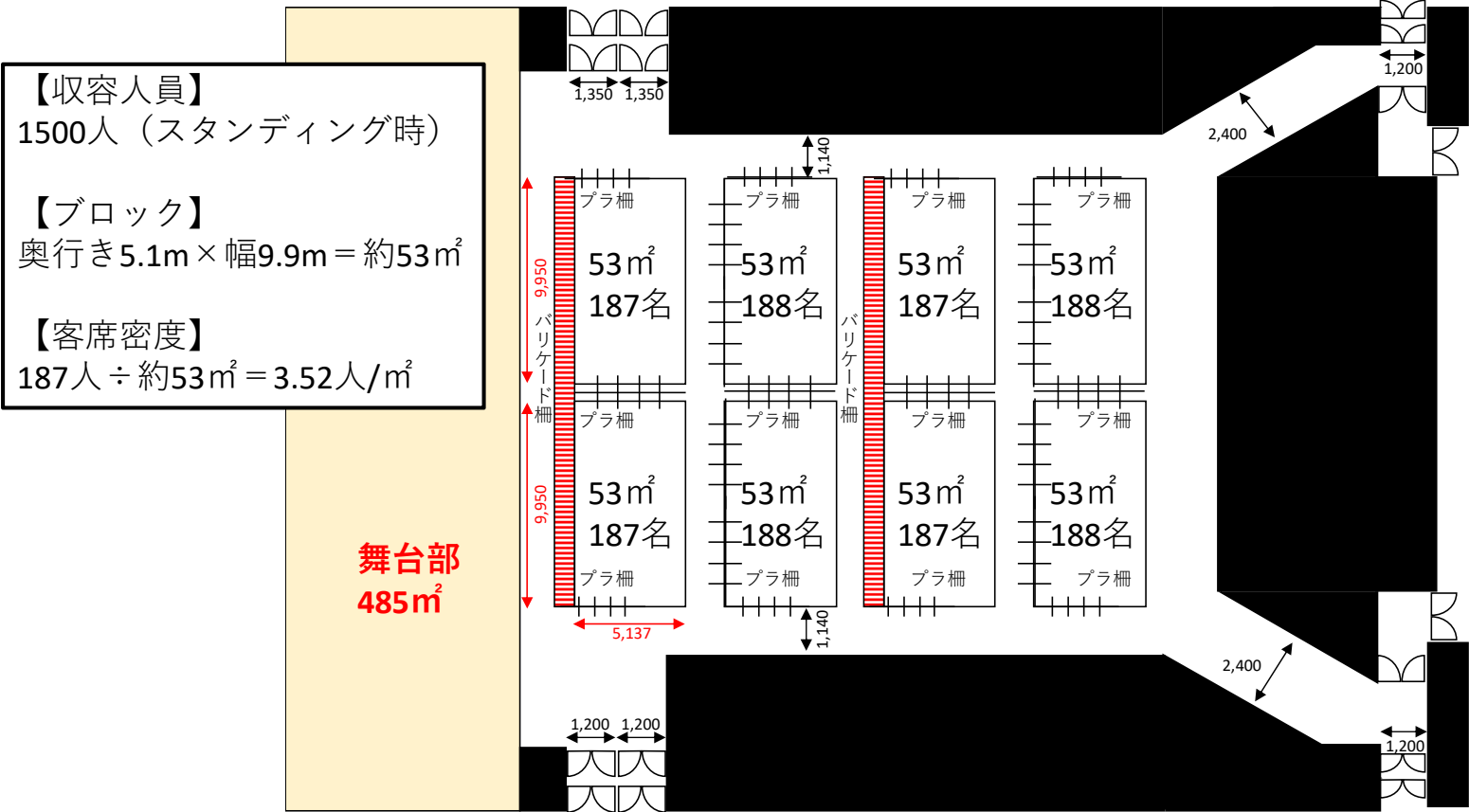
ア オールスタンディング形式の劇場等

収容人員、手すりの仕様、手すりの配置
避難通路の配置、避難通路の幅員及び客席密度等

イ オールスタンディング形式以外の劇場等

縦に並ぶ席数、横に並ぶ席数、避難通路の配置及び客席の固定方法等

①Aホール



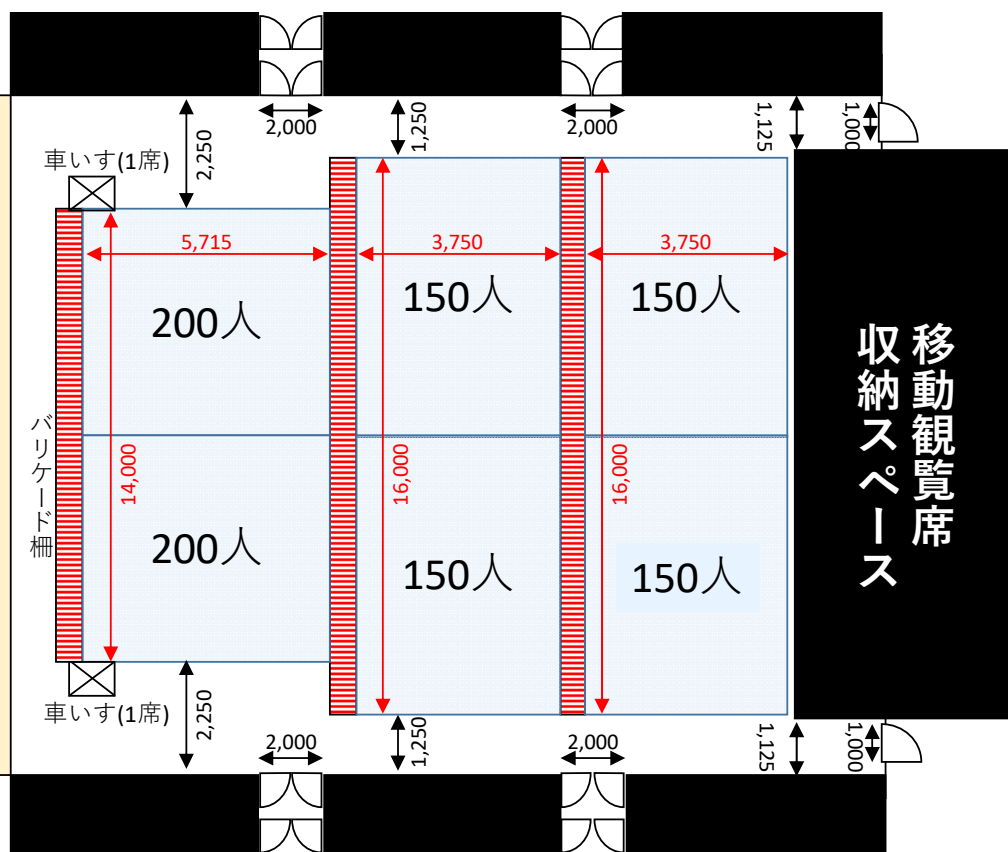
②Bホール

【収容人員】
1000名（スタンディング時）

【ブロック】
奥行き5.7m×幅14m＝約80m²

【客席密度】
400人÷約80m²＝5人/m²

舞台部



44

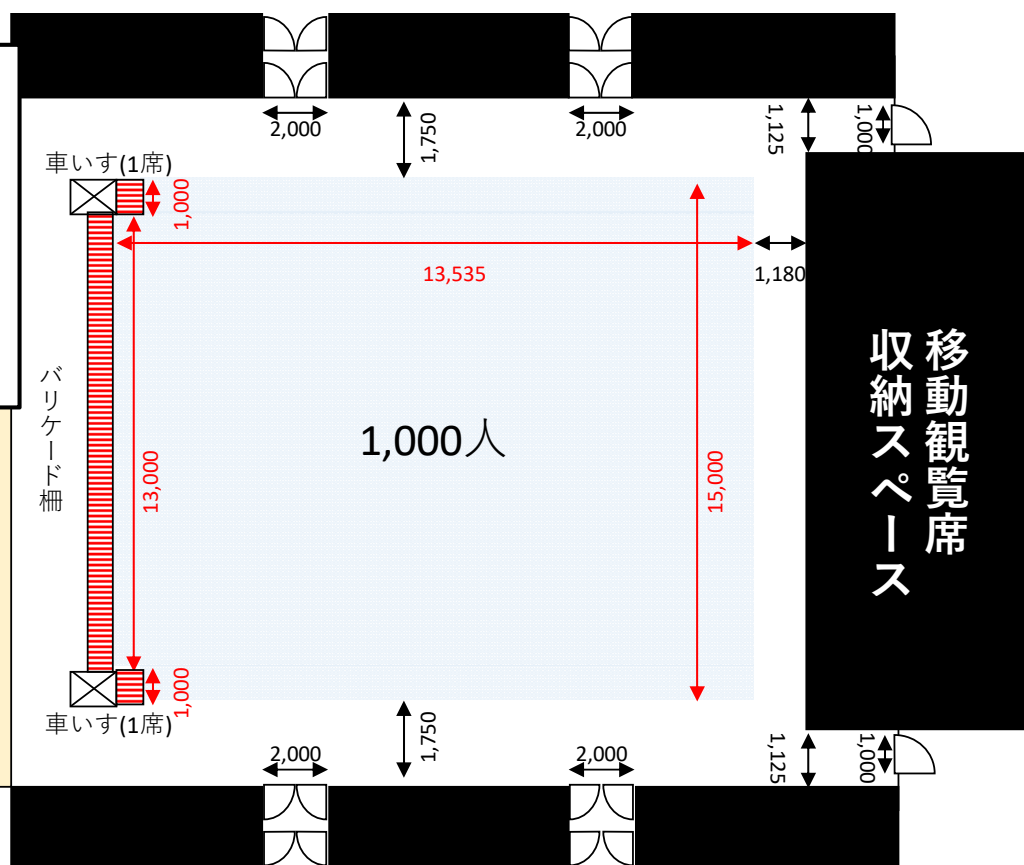
②Bホール

【収容人員】
1000名（スタンディング時）

【ブロック】
奥行き13.5m×幅15m＝202m²

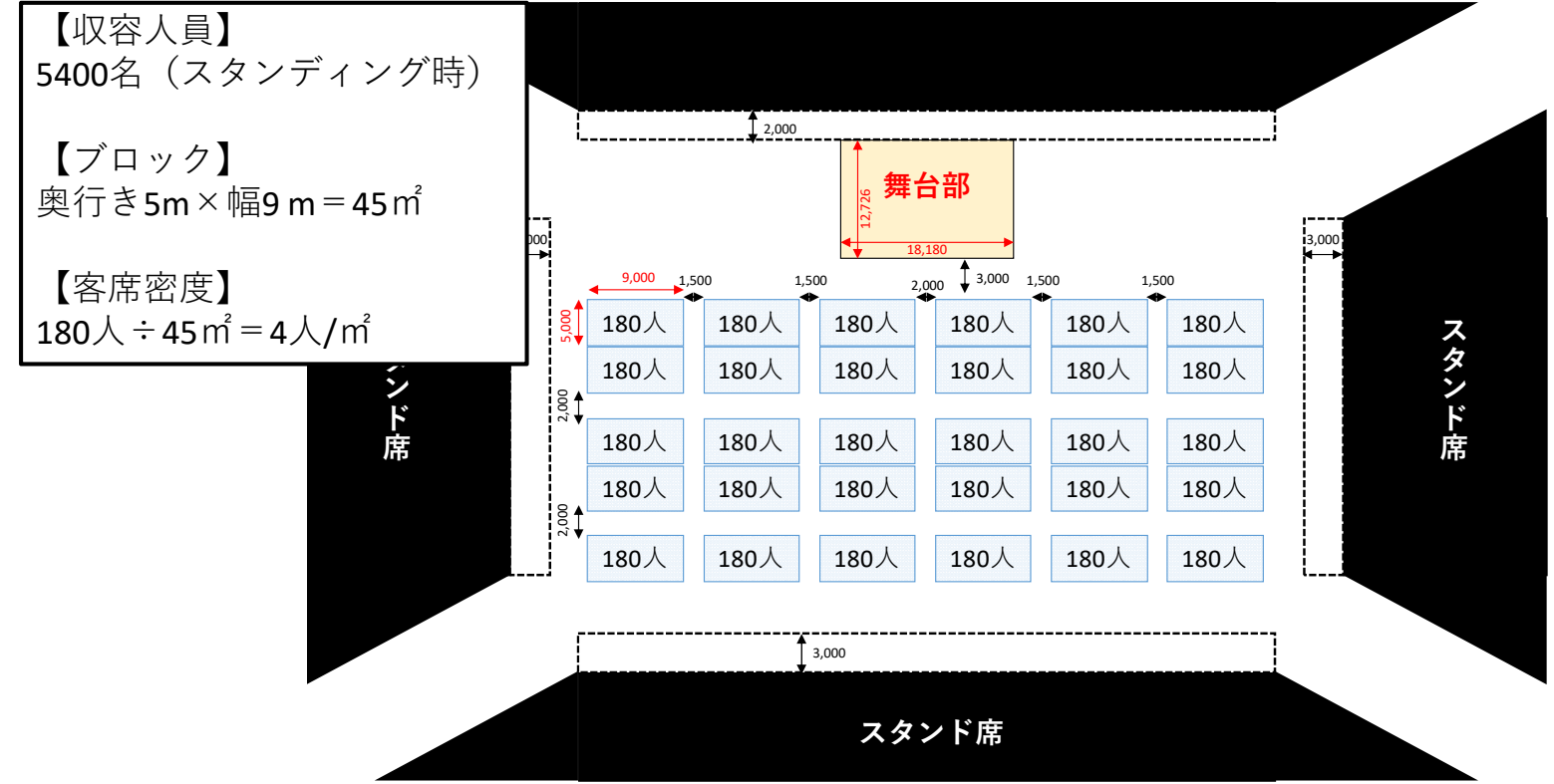
【客席密度】
1000人÷202m²＝4.93人/m²

舞台部

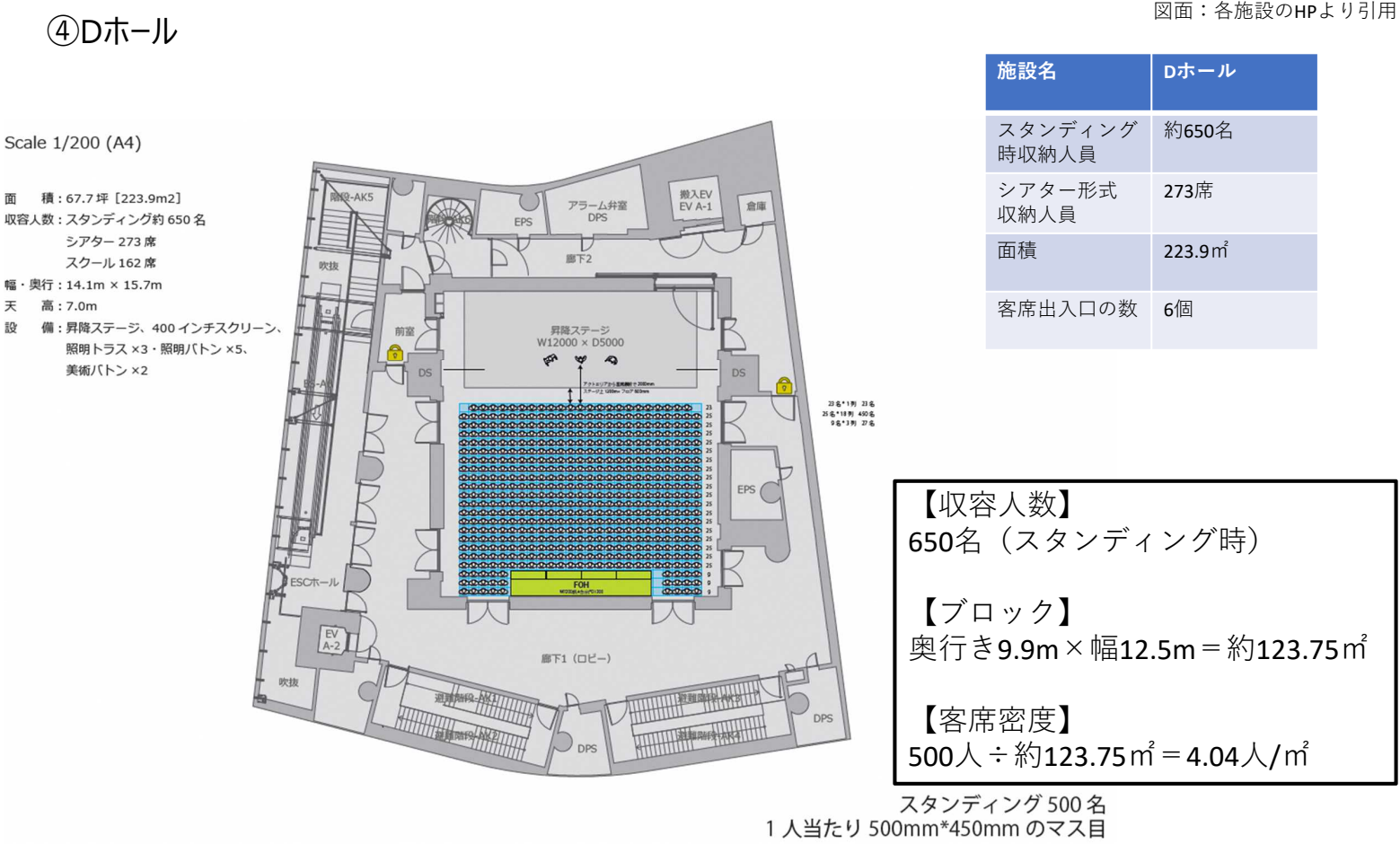


45

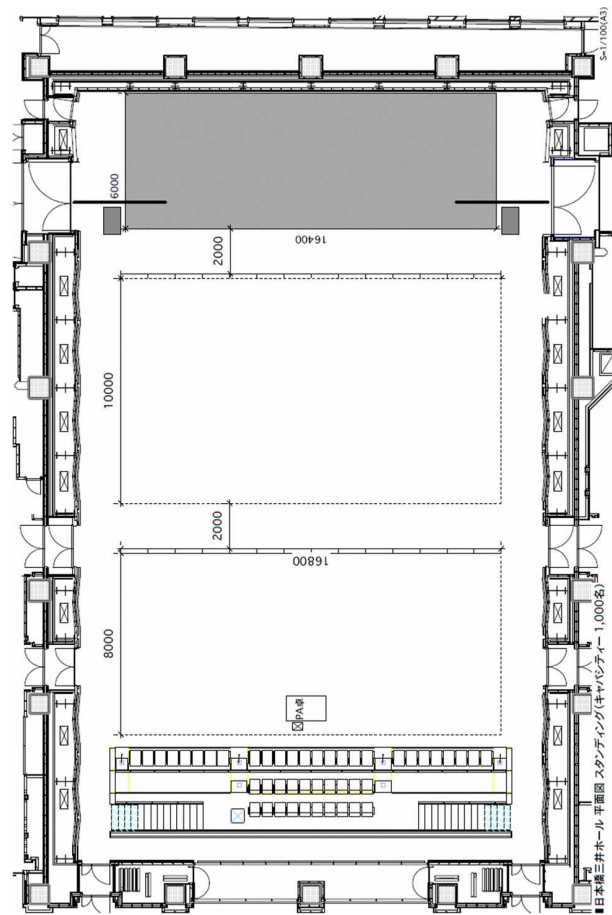
③Cホール



④Dホール



⑤Eホール



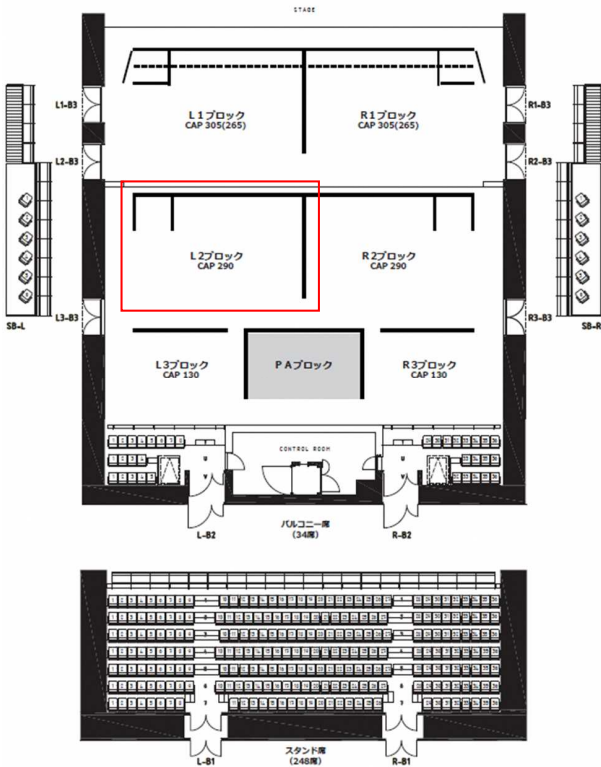
施設名	Eホール
スタンディング時 収納人員	1000人
シアター形式 収納人員	690席
面積	704㎡
客席出入口の数	6 個

【収容人数】
1000名（スタンディング時）

【ブロック】
奥行き10m×幅16.8m＝約168㎡
奥行き8m×幅16.8m＝約134.4㎡
合計302.4㎡

【客席密度】
1000人÷約302.4㎡＝3.31人/㎡

⑥Fホール



施設名	Fホール
スタンディング時 収納人員	1450人
シアター形式 収納人員	924席
面積	不明
客席出入口の数	6 個

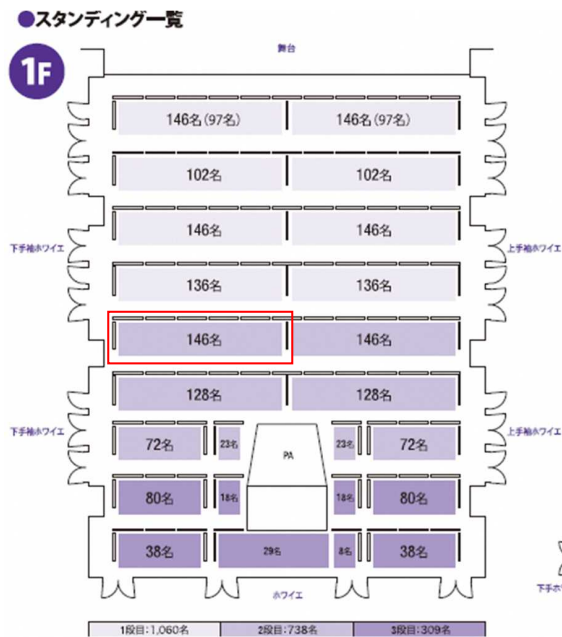
【収容人数】
1450名

【ブロック】
奥行き約5.5m×幅約9m＝約49.5㎡

【ブロックの人数】
290人

【客席密度】
290人÷49.5㎡＝5.8人/㎡

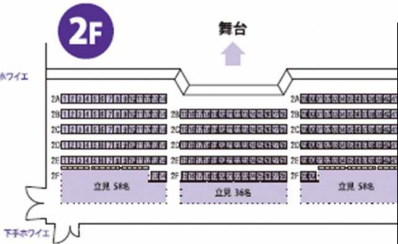
⑦Gホール



■オールスタンディングでご利用の場合

●1階 スタンディング	2,107名
●2階 固定椅子席	214名
●2階 スタンディング	152名
計	2,473名

施設名	Gホール
スタンディング時収納人員	2473人
シアター形式収納人員	1102席
面積	不明
客席出入口の数	18個



【スタンディング時の収納人員】
2,107人（1Fのみ）

【ブロック】
奥行き約2.4m×幅約10m＝約24㎡

【ブロックの人数】
146人

【客席密度】
146人÷24㎡＝6.0人/㎡

⑧Hホール



施設名	Hホール
スタンディング時収納人員	3103人
シアター形式収納人員	1325席
面積	979㎡
客席出入口の数	8個

【スタンディング時の収納人員】
3,103人

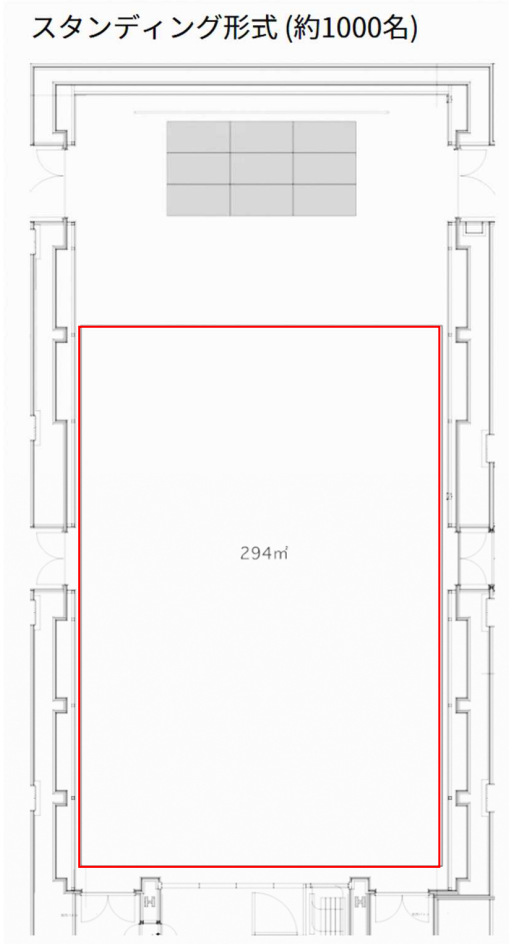
【ブロック】
奥行き4.8m×幅10m＝48㎡

【ブロックの人数】
240人

【客席密度】
240人÷48㎡＝5人/㎡



⑨Iホール



施設名	Iホール
スタンディング時収納人員	1000人
シアター形式収納人員	450席
面積	約450㎡
客席出入口の数	6個

【スタンディング時の収納人員】
1,000人

【ブロック】
奥行き19.4m×幅15m＝294㎡

【ブロックの人数】
1000人

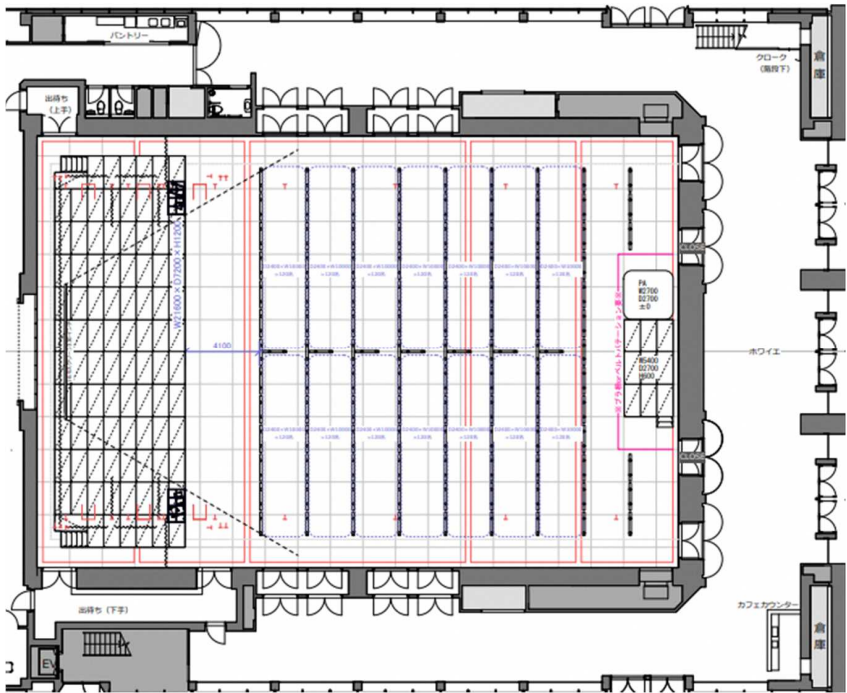
【客席密度】
 $1000人 \div 294㎡ = 3.4人/㎡$

⑩Jホール

【収容人員】
1680人（スタンディング時）

【ブロック】
奥行き2.4m×幅10m＝約24㎡

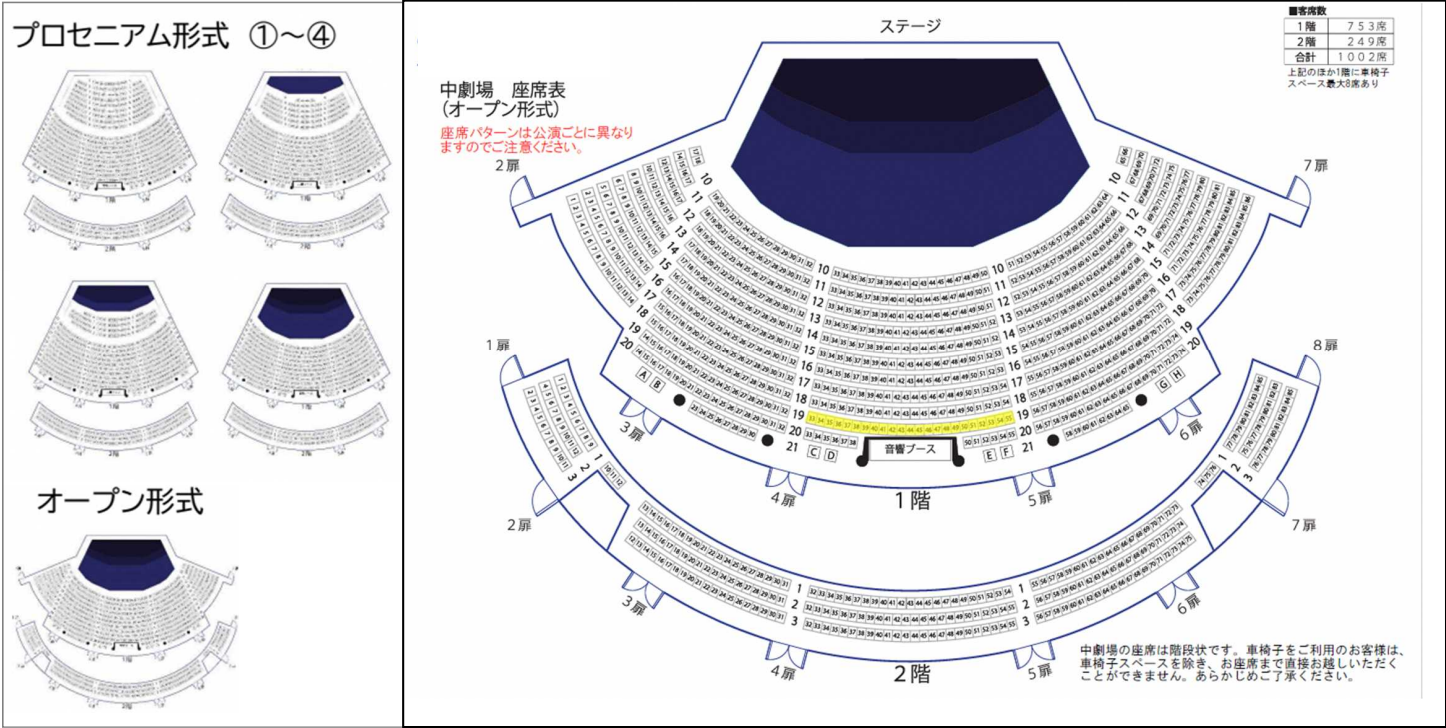
【客席密度】
 $120人 \div 約24㎡ = 5人/㎡$



【横に並ぶ席の事例】

図面：各施設のHPより引用

① K劇場 中劇場
最大23席

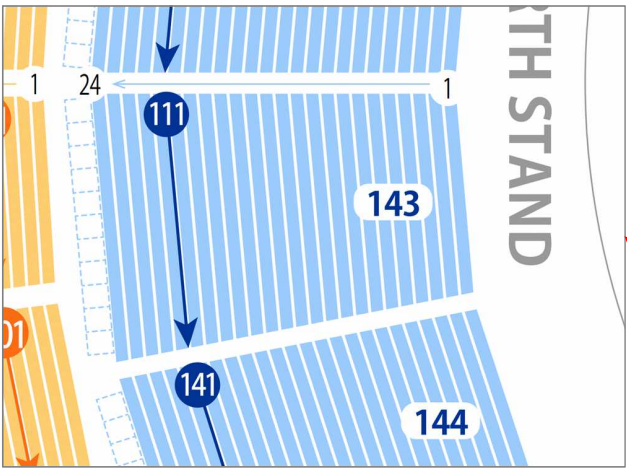


54

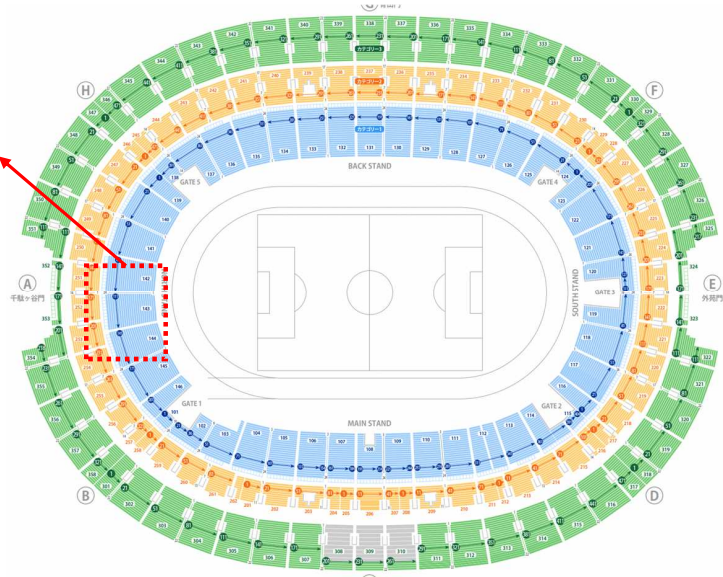
【横に並ぶ席の屋外事例】

図面：各施設のHPより引用

②L競技場 最大68000席



横に28席並べている



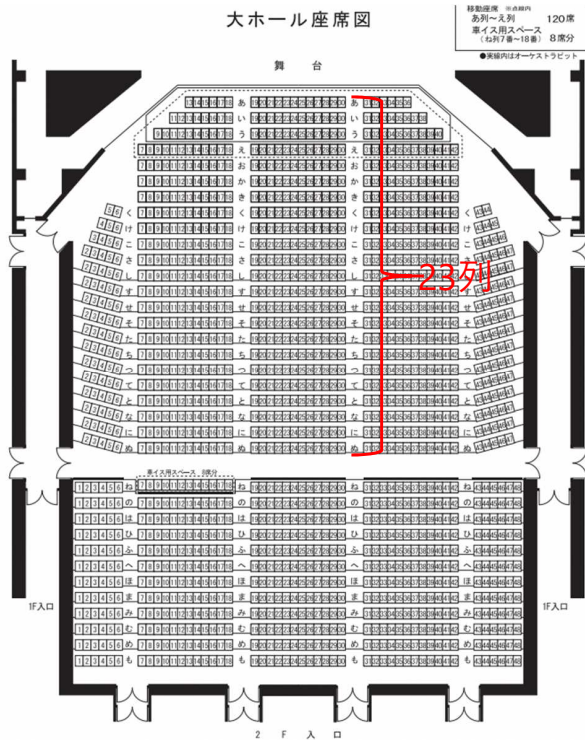
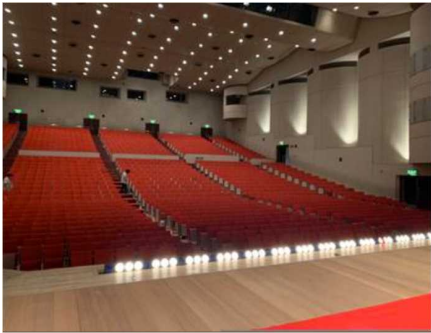
【縦に並ぶ席の事例】

図面：各施設のHPより引用

③Mホール

昭和54年9月竣工
収容人員／1,524席
(固定／1,396席、
移動／120席(オーケストラピット部)
車椅子用スペース／8席分)

最大23列

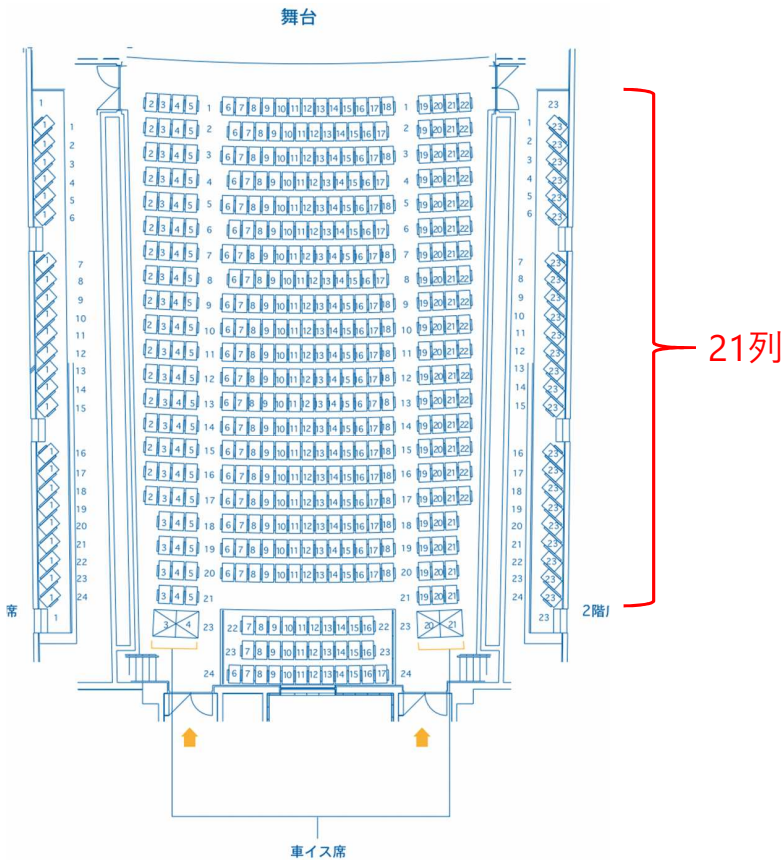


【縦に並ぶ席の事例】

図面：各施設のHPより引用

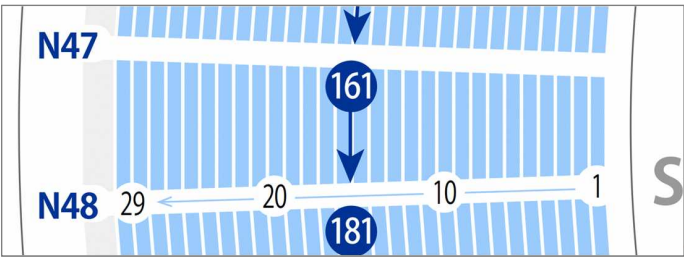
④Nホール

最大21列

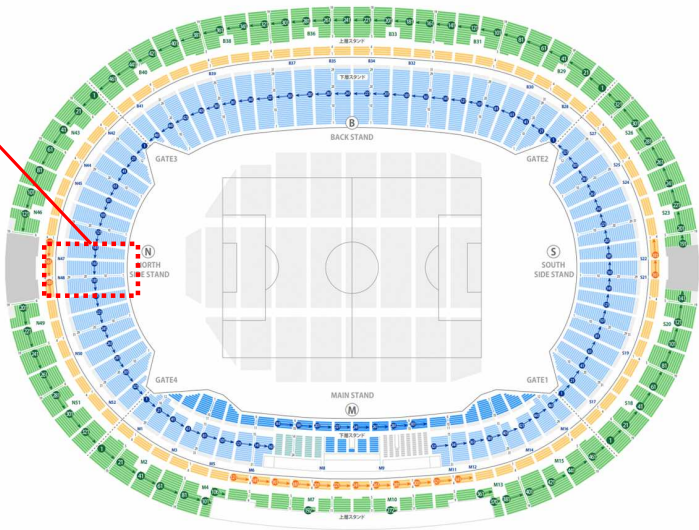


【縦に並ぶ席の屋外事例】

⑤Oスタジアム

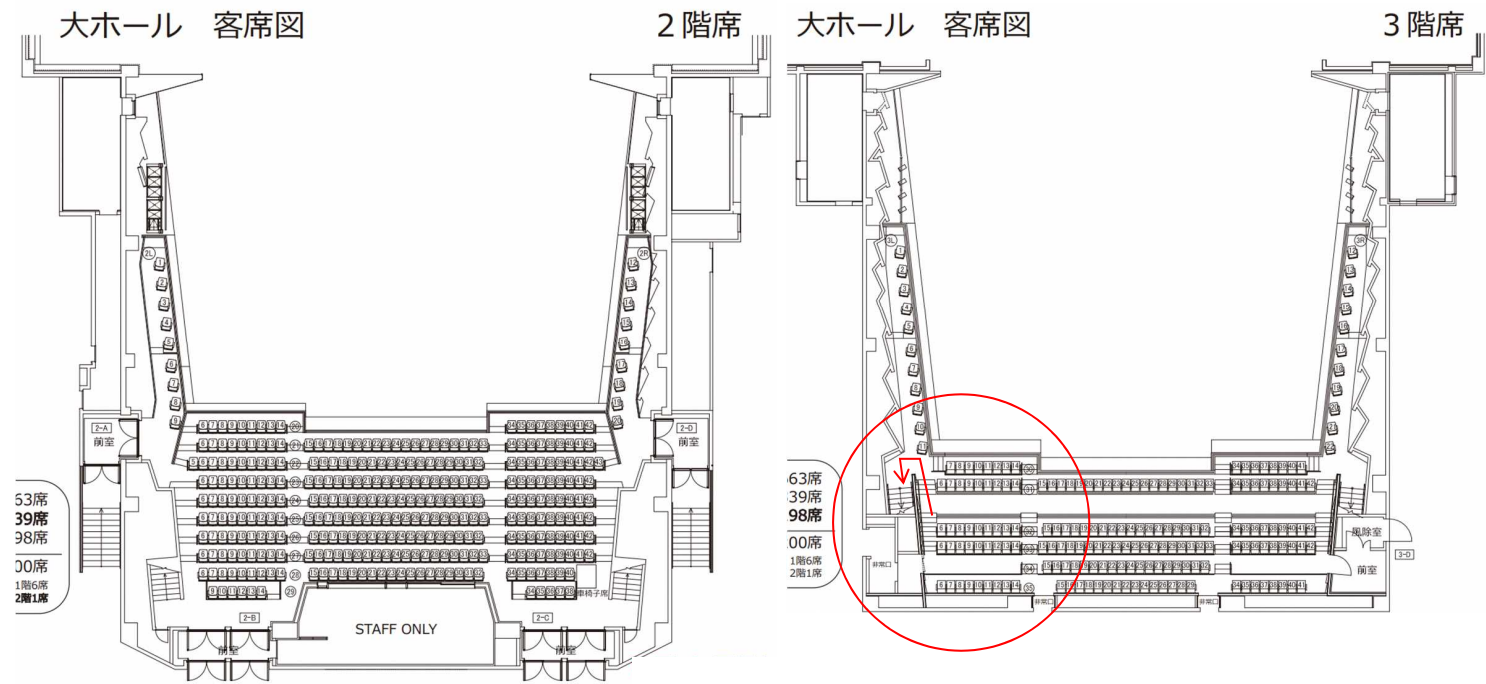


縦に29列並べている



【通路が直通していない事例】

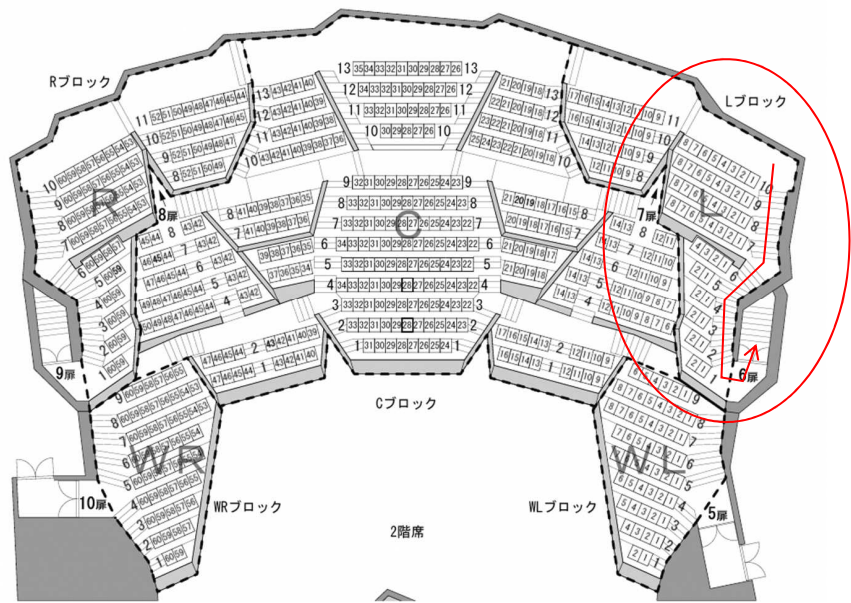
⑥Pホール



【通路が直通していない事例】

図面：各施設のHPより引用

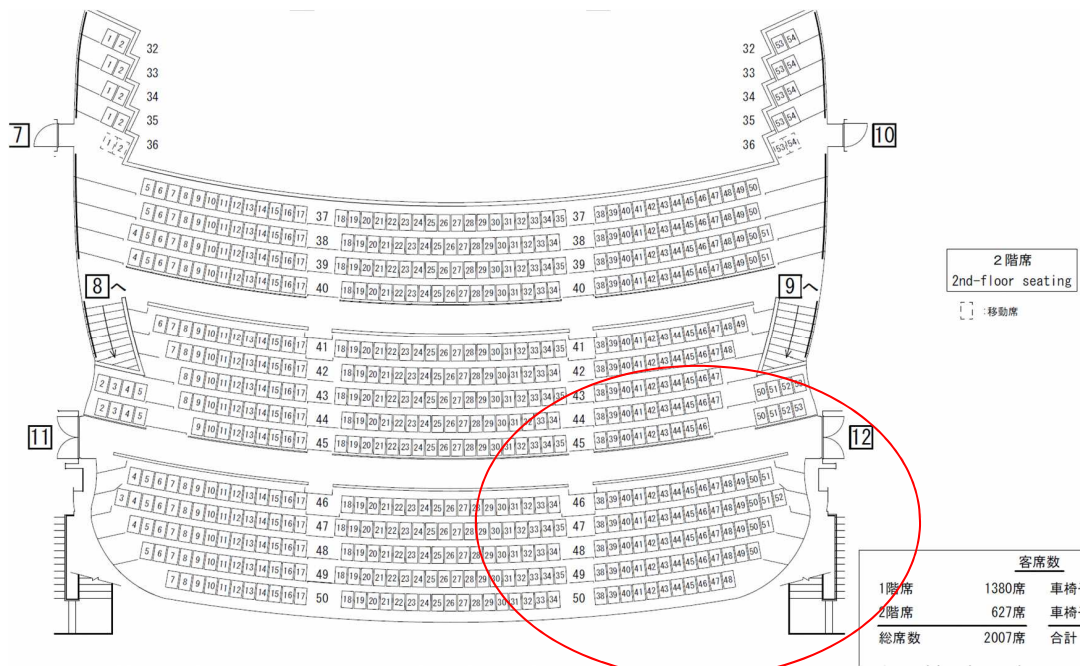
⑦Qホール



【通路が直通していない事例】

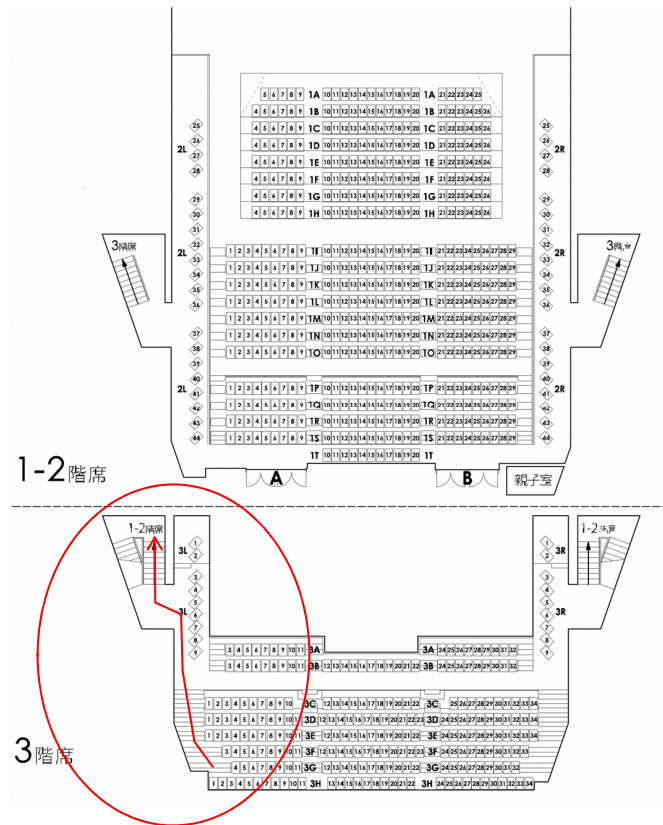
図面：各施設のHPより引用

⑧R劇場



【通路が直通していない事例】

⑨Sホール



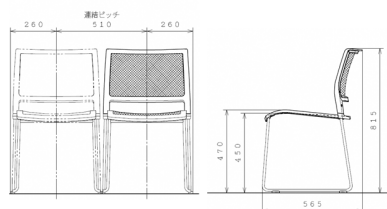
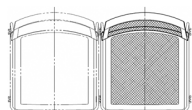
62

【椅子の固定に関する事例】

⑩Tホール

≪ 平土間型ホール ≫

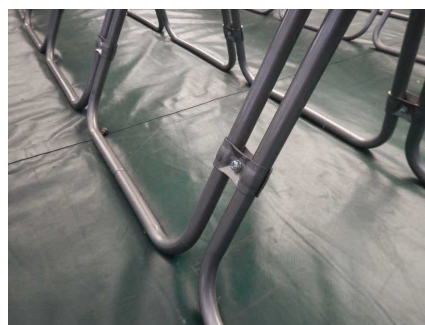
●ギャングングによる固定



●更に重石などを設置



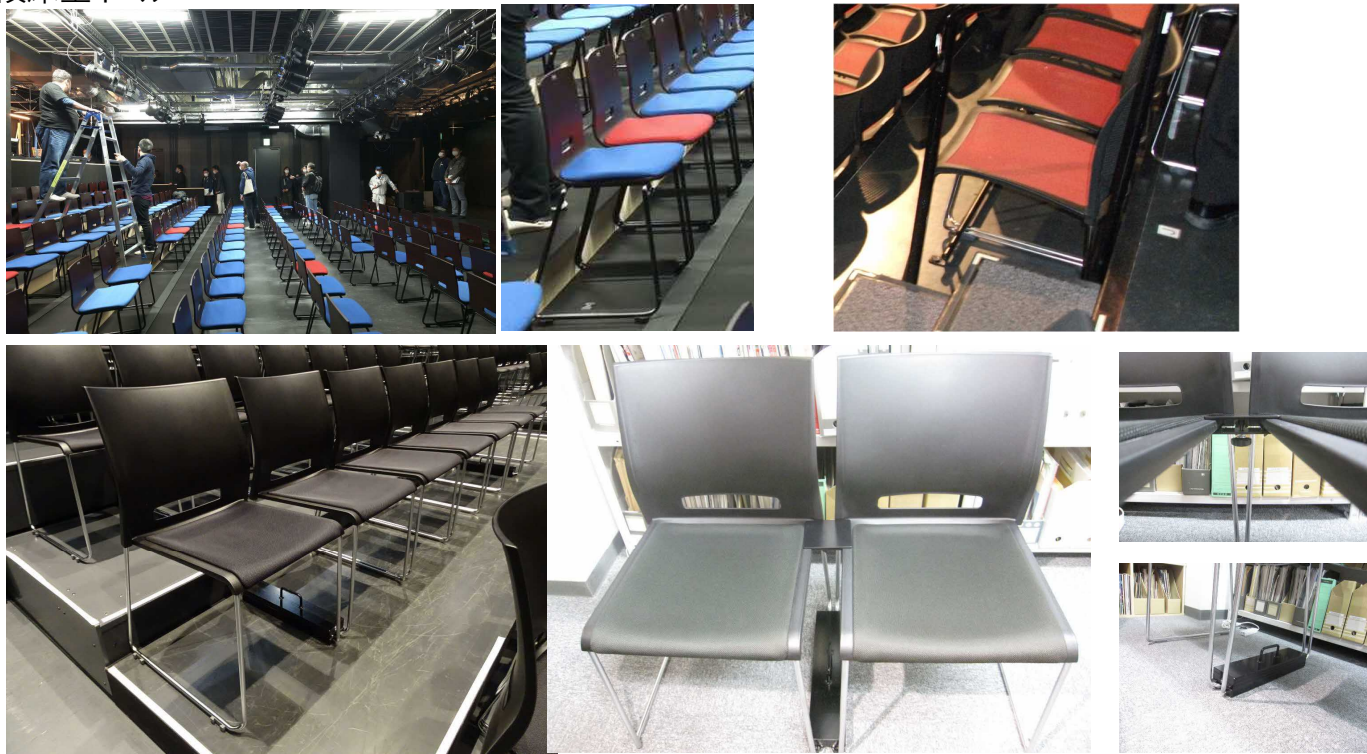
●結束バンド+ 工具使用のギャングング+ 座面裏での連結固定



【椅子の固定に関する事例】

⑪ Uホール

《段床型ホール》



64

3-(3)既存劇場等の客席等の実態

まとめ

ア オールスタンディング形式の劇場等

◆ 1ブロックの収容人数

100～300人でブロック分けしているものの他、1,000人が一団となっているものもあった。

◆ 1ブロックの大きさ

小さいもので20㎡程度のものから、最大294㎡のものもあった。

◆ 1ブロックの客席密度

3～5人／㎡のものが多いが、6人／㎡の施設もあった。

当庁の指導基準と実態が乖離している

イ オールスタンディング形式以外の劇場等

◆ 縦に並ぶ席数

最大で29列としている施設もあった。

◆ 横に並ぶ席数

11～20席としているものが多いが、最大で28席としているものもあった。

◆ その他

いす同士を連結しているものや、更に重りを設けているものもあった。